

厚生労働省 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する調査研究

研究代表 日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

令和2年3月

子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する調査研究

目次

I 本研究事業目的	7
II 本研究事業の実施内容(アンケート、現地調査、ヒアリング等成果に至るプロセス) (研究事業手法)	8
III 調査等の結果(立ち上げ事例集)	9
第1 都道府県の支援拠点設置の取組と市町村の取組	9
1. 都道府県と支援拠点との連動の取組	9
岩手県	9
盛岡市(中規模)	
遠野市(小規模 A)	
宮城県	21
大崎市(小規模 C)	
大和町(小規模 A)	
涌谷町(小規模 A)	
秋田県	45
秋田市(中規模)	
湯沢市(小規模 A)	
山形県	51
庄内町(小規模 A)	
飯豊町(小規模 A)	
上山市(小規模 A)	
福島県	65
郡山市(中規模)	
小野町(小規模 A)	
茨城県	75
水戸市(中規模)	
筑西市(小規模 B)	
つくばみらい市(小規模 A)	
境町(小規模 A)	
栃木県	89
宇都宮市(大規模)	
矢板市(小規模 A)	

千葉県	105
南房総市(小規模 A)	
船橋市(大規模)	
松戸市(中規模)	
富山県	122
富山市(中規模)	
滑川市(小規模 A)	
石川県	130
七尾市(小規模 A)	
小松市(小規模 B)	
加賀市(小規模 B)	
かほく市(小規模 A)	
山梨県	135
甲府市(中規模)	
長野県	141
伊那市(小規模 B)	
岐阜県	151
北方町(小規模 A)	
白川町(小規模 A)	
静岡県	159
焼津市(小規模 C)	
藤枝市(小規模 C)	
磐田市(小規模 C)	
大阪府	177
池田市(小規模 B)	
寝屋川市(中規模)	
門真市(小規模 C)	
摂津市(小規模 B)	
能勢町(小規模 A)	
熊取町(小規模 A)	
藤井寺市(小規模 B)	
河南町(小規模 A)	
豊中市(中規模)	
大東市(小規模 C)	
箕面市(小規模 C)	
河内長野市(小規模 B)	

兵庫県	211
姫路市(大規模)	
明石市(中規模)	
西脇市(小規模 A)	
小野市(小規模 A)	
三田市(小規模 C)	
たつの市(小規模 B)	
奈良県	224
桜井市(小規模 A)	
葛城市(小規模 A)	
三宅町(小規模 A)	
鳥取県	244
倉吉市(小規模 A)	
鳥取市(中規模)	
島根県	256
松江市(中規模)	
出雲市(中規模)	
益田市(小規模 A)	
邑南町(小規模 A)	
岡山県	272
倉敷市(大規模)	
津山市(小規模 B)	
総社市(小規模 B)	
備前市(小規模 A)	
広島県	292
東広島市(中規模)	
香川県	303
高松市(中規模)	
丸亀市(小規模 C)	
善通寺市(小規模 A)	
さぬき市(小規模 A)	
愛媛県	323
松山市(大規模)	
伊予市(小規模 A)	

高知県	341
香南市(小規模 A)	
いの町(小規模 A)	
長崎県	355
大村市(小規模 C)	
熊本県	357
玉東町(小規模 A)	
宮崎県	362
串間市(小規模 A)	
沖縄県	368
那覇市(中規模)	
宜野湾市(小規模 C)	
2. その他都道府県の取組	380
東京都	380
滋賀県	382
第2 基礎自治体の取組(第 1 を除く)	383
北海道安平町(小規模 A)	383
青森県三沢市(小規模 A)	386
群馬県みどり市(小規模 A)	391
群馬県富岡市(小規模 A)	395
千葉県柏市(中規模)	398
東京都文京区(中規模)	402
東京都大田区(大規模)	406
東京都葛飾区(中規模)	410
東京都立川市(小規模 C)	413
神奈川県相模原市(中規模、小規模 C)	417
神奈川県海老名市(小規模 C)	421
神奈川県厚木市(中規模)	426
神奈川県葉山町(小規模 A)	429
新潟県上越市(中規模)	434
新潟県十日町市(小規模 A)	438
福井県越前市(小規模 B)	442
和歌山県有田川町(小規模 A)	448
山口県岩国市(小規模 C)	453
福岡県北九州市(大規模)	456

福岡県小郡市(小規模 B)	460
福岡県宗像市(小規模 B)	464
大分県中津市(小規模 B)	468
IV 分析・考察(成果)	482
第1 課題・取組	482
1. 都道府県の課題・取組について	
第2 展望―支援拠点設置促進に向けて	485
1. 都道府県による市町村向け説明会等の工夫	
2. 都道府県による市町村向け説明テキスト等の工夫＝スタートアップマニュアルの活用	
3. アドバイザー育成	
4. 都道府県による経済的支援	
5. 小規模自治体へのアプローチ	
6. その他県の参考になる取組例	
7. 支援拠点設置市区町村の分析・展望	
8. 総括	
V アドバイザーからのコメント	493
VI 終わりに	503
VII 調査研究報告概要(サマリー)	504
VIII 参考資料	505
第1 アンケート掲載自治体規模別一覧	506
第2 支援拠点に関わる研究活動一覧	507
第3 アンケート表	509
1. 市区町村アンケート表(別紙1)	
2. 都道府県と市区町村の取組表(別紙2)	
第4 要保護児童対策地域協議会の再構成―効果的な運営のためのガイドライン試案 ..	514
第5 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱	523
第6 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置状況(2019年4月)	531

I 本研究事業目的

平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。)の整備に努めなければならないと規定された。

また、平成 30 年 12 月 18 日に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)では、市町村の体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点を 2022 年度までに全市町村に設置することを目標とした。

こうした中、子ども家庭総合支援拠点を設置していない市町村は、地域や人口規模等が異なり、抱えている課題も様々であると考えられることから、それぞれの市町村の実情に応じた支援を検討していくことが必要となっている。

2019 年 4 月現在の厚労省調査統計によれば、283 自治体(2019 年 4 月)が支援拠点設置自治体であると公表されている。本報告書は、アンケートヒアリングを通じて明らかになった現状について可能な限り多くの自治体の姿を明らかにし、これから設置を目指す自治体への参考にすることを目的とする。

もとより、支援拠点設置を目指す場合に忘れてはならないのは、なぜ支援拠点を設置するのか、その思いを共有することが土台になる。そしてその思いの共有をしたのであれば、こどもの命を守るためには、一つの機関だけでそれを担うことは不可能であるとの認識に至るはずであり、地域資源をつないでソーシャルワーク機能を強化することが必要であり、それはすなわち、法が求めたことである。市区町村が、支援拠点の設置をし、面で子どもと保護者を支えるたゆまざるレベルアップと地域の網の目を細かくしていくということである。

そして、このことは、市区町村の取組のみでなく、都道府県に広域自治体としてのバックアップの責任があることを明記しておきたい。そのために本報告書では、都道府県の責務としてかかる取組を行っている都道府県の取組とセットでヒアリングを行いその成果をまとめることとした。

これから設置する自治体、また更なるレベルアップを行う基礎自治体にとって、全国の状況を確認し、自らの組織を子どもの命を守るために役立ててほしい。

II 本研究事業の実施内容（アンケート、現地調査、ヒアリング等成果に至るプロセス）

（研究事業手法）

第1

地域性や支援拠点規模を考慮し、厚労省支援拠点設置自治体表を基にすべての設置自治体に別紙1（参考資料3）を送付し、支援拠点の設置経緯・課題・取組についてアンケート調査を行った（回収率47.7%。283自治体のうち、135自治体回答）。

第2

アンケート結果をもとに、平成29年度、平成30年度に訪問ヒアリングをしていない自治体を中心に訪問ヒアリングを行うとともに、電話等を行い担当者と実体調査も行った（研修等で訪問する場合はその場で近隣自治体のヒアリングも行った。参考資料2。ヒアリング等訪問一覧）。

第3

支援拠点の設置促進に関しては都道府県のバックアップが不可欠であり、その観点から支援拠点設置促進に関しての取組について、支援拠点設置の都道府県に対して、アンケート（参考資料3別紙2）を行った（2020年3月13日現在回収率69.8%。43都道府県のうち30自治体回答）。

アンケート調査では不明な部分等に関して、追加の現地訪問及び電話での追加ヒアリング等を行った。

Ⅲ 調査等の結果（都道府県事例集・市区町村事例集）

アンケート及びヒアリングを通じて、特に設置に至るまでの各市区町村が抱える課題を拾い、より多様な地域別・人口別による支援拠点の立ち上げを調査した。設置を促進するうえで、30年度研究の成果物である市区町村支援拠点マニュアルを活用した研修方法についての意見交換もしてきた。本報告書は、都道府県と市町村の支援拠点の現状について、都道府県と市町村との関係性にもフォーカスしつつ、より多様な形の事例紹介集であるとともに、支援拠点設置自治体の支援拠点設置過程を時系列で辿れるように設置年度と現在を比較できる形での整理となっている。

第1 都道府県の支援拠点設置の取組と市町村の取組

1. 都道府県と支援拠点との連動の取組

岩手県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

年度当初に県が主催し、各市町村の福祉主管課長が集まる会議において、支援拠点設置に向けた取組を促してきたところ。

また、平成30年度においては、県内で虐待による死亡事案が発生したことから検証を実施し、再発防止策の一つとして提言した「市町村における相談支援体制の強化及び専門性の向上」の中で、支援拠点の設置・強化の取組推進について検証報告書に明記した。

さらに、再発防止策を踏まえた児童虐待防止の取組の更なる推進に向けて、県と市町村が共通認識の下、連携を図っていくことが必要との観点から、平成31年3月に市町村担当者会議を開催し、支援拠点の設置も含めた取組の推進を促したところ。

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

（※県の取組については、「1. 経過」に記載のとおりであること。）

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【（0）自治体】

平成30年4月現在【（1）自治体：盛岡市】

平成31年4月現在【（2）自治体：盛岡市、遠野市】

4. 県としてのコメント

引き続き、未設置市町村の設置検討状況や課題を把握し、設置を支援する。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 盛岡市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

＜開設前＞

- ・相談に対応しきれない職員体制

専任：2名（非常勤2）

兼任：2名（常勤2）

＜支援拠点＞

- ・常勤職員の専任配置，県との人事交流

専任：9名

（常勤3，非常勤6）

兼任：7名（常勤7）

＜今後の支援拠点＞

- ・所長の専任配置

⇒組織としての迅速な意思決定を目指す。

- ・どこに何を相談したらいいかわからない保護者，関係機関

- ・相談への組織としての対応検討が不十分

- ・支援拠点設置の周知
⇒相談件数の大幅増

- ・支援拠点内でのケース検討の定例化⇒職員個々のアセスメント力の向上

- ・児相や関係機関との連携，役割分担の整理
- ・職員研修の強化

⇒支援拠点機能の周知を行い，相談者にとって相談しやすい支援拠点を目指す。

- ・市内部（母子保健担当課）との連携不十分

- ・発達特性をもつ児の保護者支援が必要（初診待機長期化）

- ・子ども未来ステーション（支援拠点＋子育て世代包括支援センター）設置⇒緊密な連携

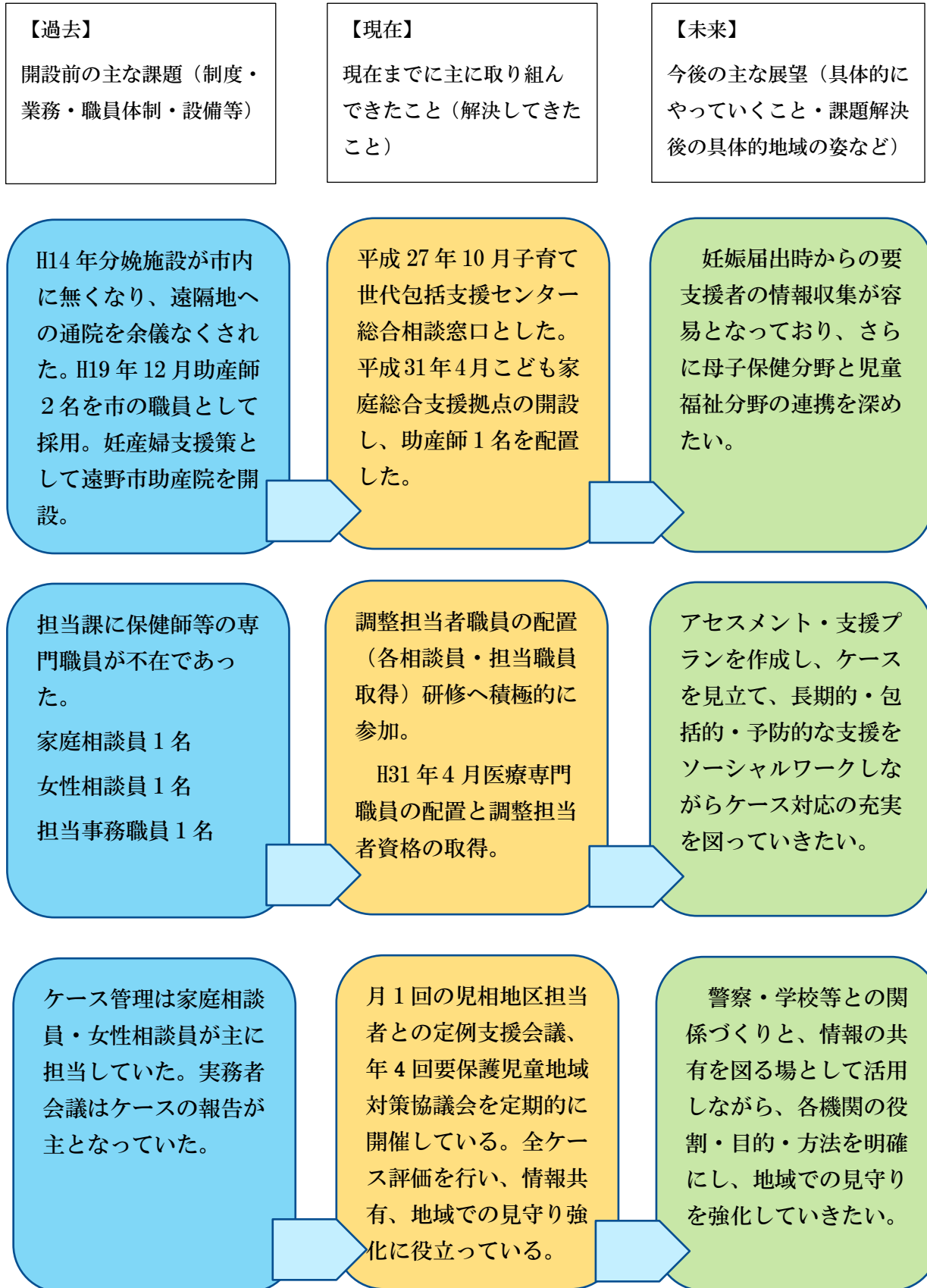
- ・自立支援協議会子ども発達支援部会への参画⇒支援機関との連携

- ・市内部（教育，福祉担当課）との連携強化

- ・支援機関への後方支援，通所や心理的支援機能の強化

⇒地域にとって有用な支援拠点を目指す。

2. 遠野市

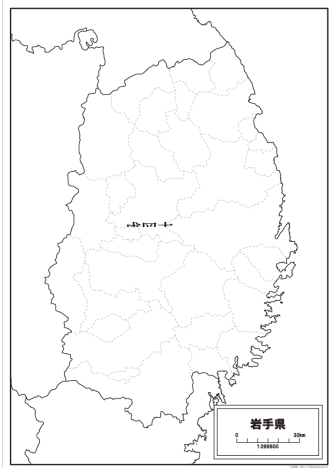


第3：紹介自治体の詳細（盛岡市、遠野市）

盛岡市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：886.47 km²

③人口：289,227（令和元年5月現在）

④児童数：44,185（令和元年5月現在）

⑤類型：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

子ども未来部

母子健康課

母子保健担当

子ども青少年課

少子化，健全育成，児童(扶養)手当担当

子育てあんしん課

保育所入所，保育所指導，幼保無償化担当

子ども未来ステーション

子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センター

子ども家庭総合支援センター

子ども家庭総合支援拠点

子ども未来ステーション（愛称）

妊娠期から切れ目なく継続的な相談・支援を行う「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援センター」が、子どもと家庭に必要な社会資源をつなげることにより、子どもの明るい未来を実現するためのプラットフォームとなることを意味する。

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 30 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

相談種別	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護（虐待）	91	54	176
養護（その他）	84	121	192

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P.12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 実状の把握：地域については、関係機関訪問により状況聴取している。通告ケースについては、受理会議において必要な初期調査項目を確認している。
- ② 相談対応：通告ケースについては、職員 2 名体制で初期調査にあたる体制としている。
- ③ 総合調整：要対協個別ケース検討会議開催のほか、各支援分野（医療、教育、生保、障がい、高齢、女性、生活困窮、被災者等）で主催するケース会議にも参画し、家庭への包括的な支援検討を行っている。
- ④ 調査、支援及び指導等：定例会議(月 4 回)で新規ケースのアセスメントと支援方針作成。継続ケースの進行管理。
- ⑤ 他関係機関との連携：教育員委員会の定例会議(月 1 回)参画。支援拠点は市保健所庁舎内に設置されており、保健所所管業務との連携が良好。庁舎近隣に市社協(民児協事務局)、フードバンク、子ども食堂があり、日ごろから連携がとれている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・定例会議（月 2 回）：新規ケースのアセスメントと支援方針作成。	⇒	・定例会議（月 2 回）：新規ケースのアセスメントと支援方針作成。継続ケースの進行管理。 ・子ども未来ステーションとして、日常的な情報共有と協議。出産前から支援拠点でも支援。

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・児相からのケースの照会や同行訪問依頼に対応。	⇒	・市ケースへの随時助言依頼。 ・市支援拠点職員と県児相勤務経験職員との人事交流による連携強化。 ・里親支援強化（訪問，広報，制度説明会）。

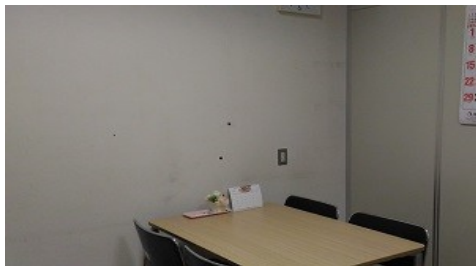
③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・支援拠点が調整機関を担う。 ・関係機関職員研修会の実施。	⇒	・開設時に同じ。

④人員配置 [マニュアル P.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
所長：1 名（課長補佐兼務） 子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：1 名（内非常勤 1 名）虐待対応専門員：2 名（内非常勤 2 名）その他事務職員等：7 名（内兼務 7 名）	⇒	所長：1 名（課長補佐兼務） 子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 1 名）心理担当支援員：2 名（内非常勤 2 名）虐待対応専門員：3 名（内非常勤 3 名）その他事務職員等：4 名（内兼務 4 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等〔マニュアル P.27 参照〕



【相談室】



【事務室】

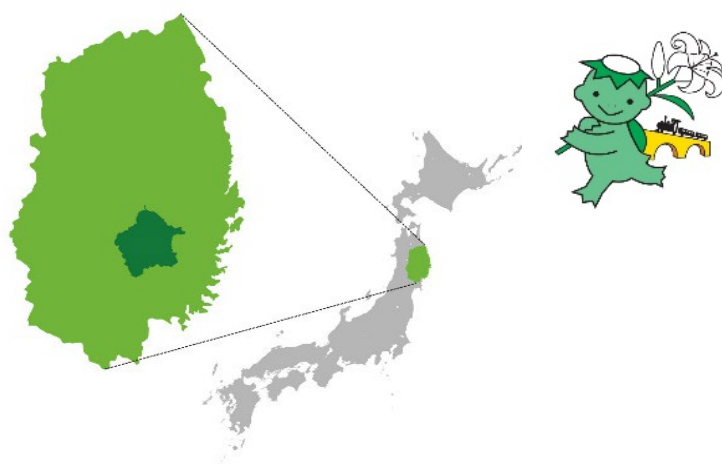
4. 拠点設置の効果及びメリット

市民、関係機関にとって「身近な市役所の児童相談窓口」の周知が図られ、今まで支援のなかった家庭の相談につながっている。

遠野市

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積 : 825.97 km²

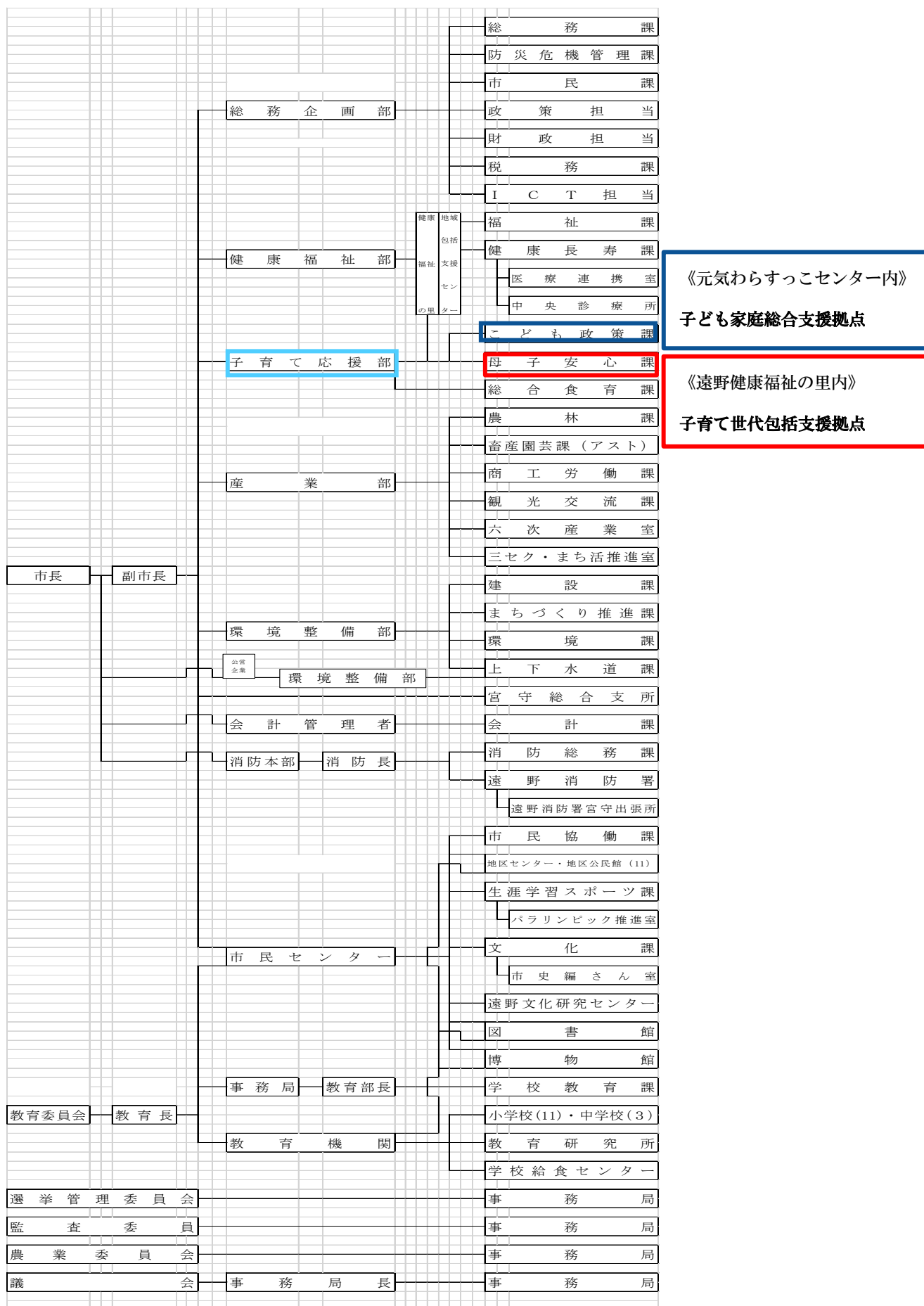
③ 人口 : 26,899 人 (平成 31 年 4 月現在)

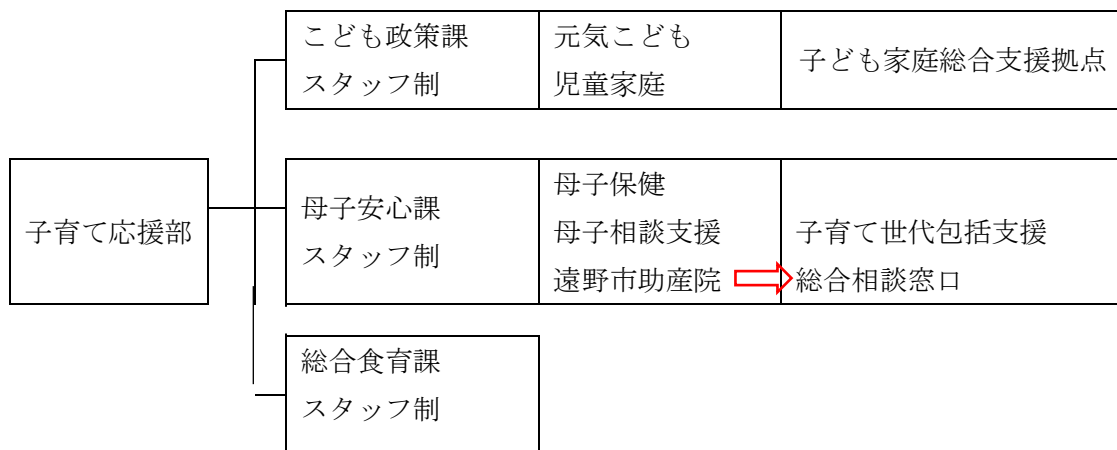
④ 児童数 : 3,349 人 (平成 31 年 4 月現在)

⑤ 類型（小規模等） : 小規模 A

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

平成 31 年度 遠 野 市 行 政 組 織 図





3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 31 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

年度	① 相談件数	② 養護相談件数	③ ②のうち児童虐待の件数
平成 28 年	75	53	39
平成 29 年	68	45	24
平成 30 年	97	75	49

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 遠野市は行政機能により庁舎が分かれており、子ども家庭総合支援拠点であるこども政策課は、遠野市教育委員会、遠野市保育協会と共に、元気わらすっこセンターにて、児童家庭業務・発達支援業務並びに子育て支援に係る業務を担当している。子どもが所属する関係機関から実情を把握しやすく、相互に情報共有を図ることができている。また、母子保健担当課とは月 1 回定期カンファレンスをもち、特定妊婦・フォローが必要な家庭・療育支援が必要なケース等について情報共有、支援方針等の検討を行っている。

② 相談対応は常時対応し、家庭相談員・女性相談員・保健師・助産師が内容等によっては複数名で対応している。手続き・専門相談窓口への同行支援も行っている。

③ 遠野市要保護児童地域対策協議会を年 4 回開催し、ケース管理進行について関係機関と情報共有を図っている。また事案発生時に関係者が集まり対応の方向性・役割分担を行い、各機関の専門的なアドバイスをいただきながら対応している。

④ 現在県の様式をベースにアセスメント・プランニングシートを検討中である。複雑なケース・支援に困難さを抱えるケース等に使用し課題や支援の方向の明確化に役立てている。個別ケース会議を対象児童が所属する学校等（必要であれば保護者も出席）で開いている。

- ⑤ 要対協のほか、医療機関で開催するケース会議への参加、警察との定期情報交換会、児相との定期支援会議、関係機関訪問を行い相談できる関係づくりに努めている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

① 子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
平成 27 年 10 月子育て世代包括支援センターとして母子安心課(母子保健分野)内に設置している遠野市助産院を総合相談窓口として事業を開始していた。遠野市助産院は平成 19 年 12 月より、分娩施設のない当市での妊産婦支援として開設。妊娠・出産・乳幼児まで切れ目ない支援を実施しており、家庭相談員・女性相談員と月 1 回定期カンファを行い情報共有、虐待ケースへの訪問を一緒に行っていた。	⇒	平成 31 年 4 月こども家庭総合支援拠点の設置に伴い、子育て世代包括支援センター(母子安心課)から非常勤保健師 1 名(子育て世代包括相談支援業務を継続したまま)正職員助産師 1 名を配置し、妊娠届出時からの要支援者の情報を収集することが容易となった。また、母子保健分野と児童福祉分野との情報をつなぐ重要性を再認識している。

② 児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
月 1 回児相の地区担当者と定例支援会議を開き、情報共有し支援の方向性を確認しながらケース管理を行っていた。	⇒	児童虐待等からの子どもの安全確保だけでなく、児童福祉分野に保健師・助産師の医療専門職が入ったことで、ケースの見立て、長期的かつ包括的な支援が必要性と、予防するためにどう動くかが見えてきた。 一時保護の決定から受け入れまでケースにごとの対応ができています。

③ 要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
地域での見守りを強化するため、遠野市社会福祉協議会の相談員をメンバーに加えた。また、協議会前に全ケースの評価を行っている。	⇒	関係機関との関係づくりと、情報の共有を図る場として活用している。 警察との連携が図られてきている。

④ 人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員： 0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員： 0 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：3 名（内非常勤 1 名）	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員： 0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員： 0 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：3 名（内非常勤 1 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

子育て世代包括支援センターとして母子安心課(母子保健分野)内に設置している遠野市助産院（平成 19 年 12 月より、分娩施設のない当市での妊産婦支援として開設）を総合相談窓口として、妊娠・出産・乳幼児まで切れ目ない支援を実施しており、平成 31 年 4 月こども家庭総合支援拠点の設置に伴い、子育て世代包括支援センター(母子安心課)から非常勤保健師 1 名（子育て世代包括相談支援業務を継続したまま）正職員助産師 1 名が配置となり、妊娠届出からの要支援者情報を収集することが容易となった。また、母子保健分野と児童福祉分野との情報をつなぐ重要性を再認識している。

児童虐待等からの子どもの安全確保だけでなく、児童福祉分野に保健師・助産師の医療専門職が入ったことで、ケースの見立て、長期的かつ包括的な支援の必要性と、予防するためにどう動くかが見えてきた。

一時保護の決定から受け入れまでケースごとの対応ができている

宮城県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

平成30年度：宮城県子ども虐待対策連絡協議会研修会

「都道府県と市町村の連携・市町村の面支援の拡充について

ー市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル(暫定版)をもとに」

講師 日本大学危機管理学部危機管理学科 鈴木 秀洋 准教授

令和元年度：宮城県子ども虐待対策連絡協議会研修会

「子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて」

講師 日本大学危機管理学部危機管理学科 鈴木 秀洋 准教授

「涌谷町子ども家庭総合支援拠点の活動について」

講師 涌谷町福祉課子育て支援室 木村 朱 保健師

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

- ・スタートアップマニュアルを用いて説明を行うことで、市町村にマニュアルの詳細な解説を行うことができ、マニュアルをさらに有効に活用することが期待できた（平成30年度）
- ・県内の支援拠点の実例を紹介することで、未設置の市町村が支援拠点を身近に考えることができた（令和元年度）

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【2自治体：石巻市、涌谷町】

平成30年4月現在【2自治体：石巻市、涌谷町】

平成31年4月現在【3自治体：石巻市、大和町、涌谷町】

令和2年3月現在【4自治体：石巻市、大崎市、大和町、涌谷町】

4. 県としてのコメント

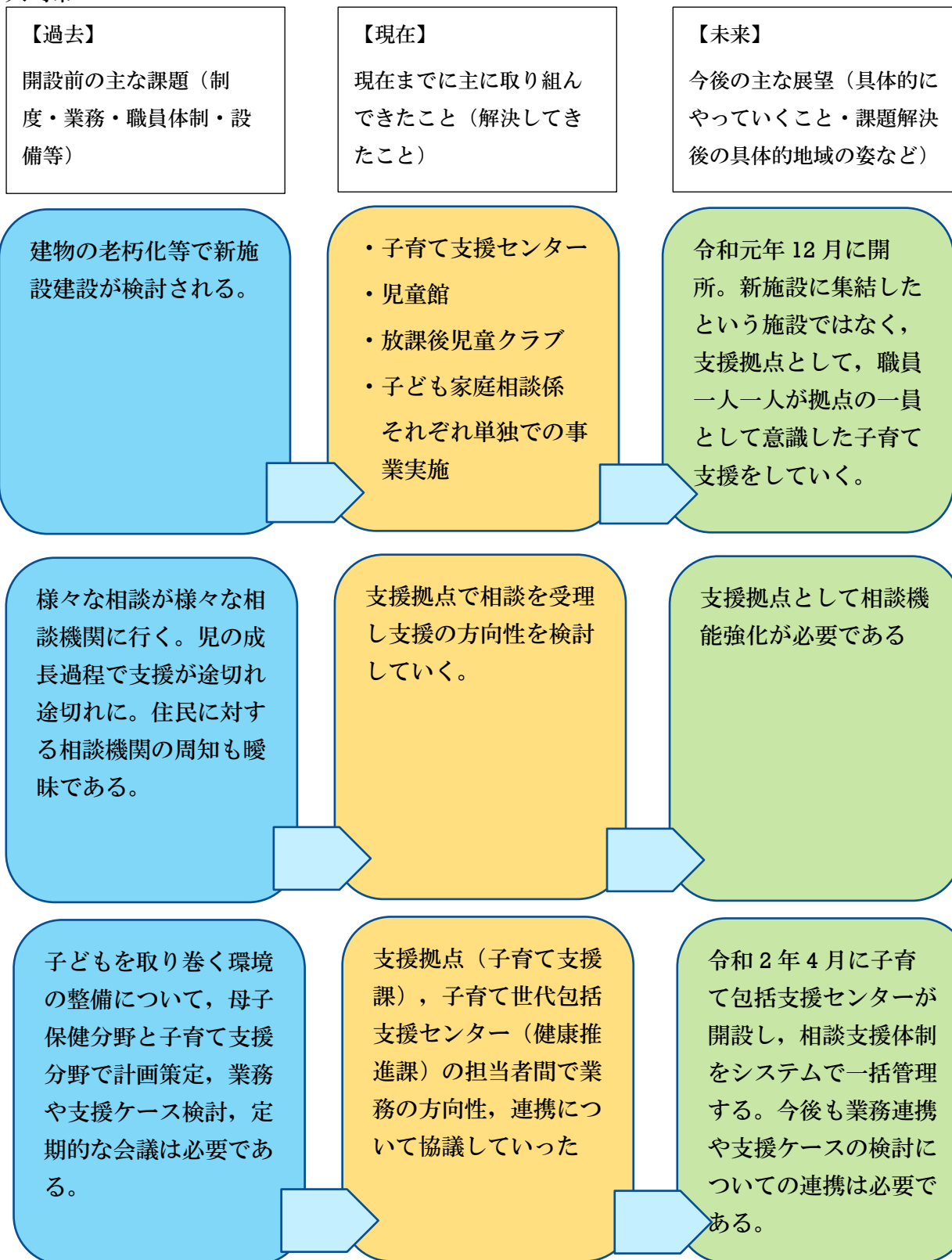
県内34市町村（政令市除く）のうち、支援拠点は4箇所（令和2年3月現在）しかなく、令和4年度までの全市町村設置に向けて厳しい状況である。

しかし、すでに支援拠点を設置している県内自治体について、拠点設置に至った経緯やそのメリットを県から紹介してサポートしていくことで全県的に展開していくことが可能と見込まれる。

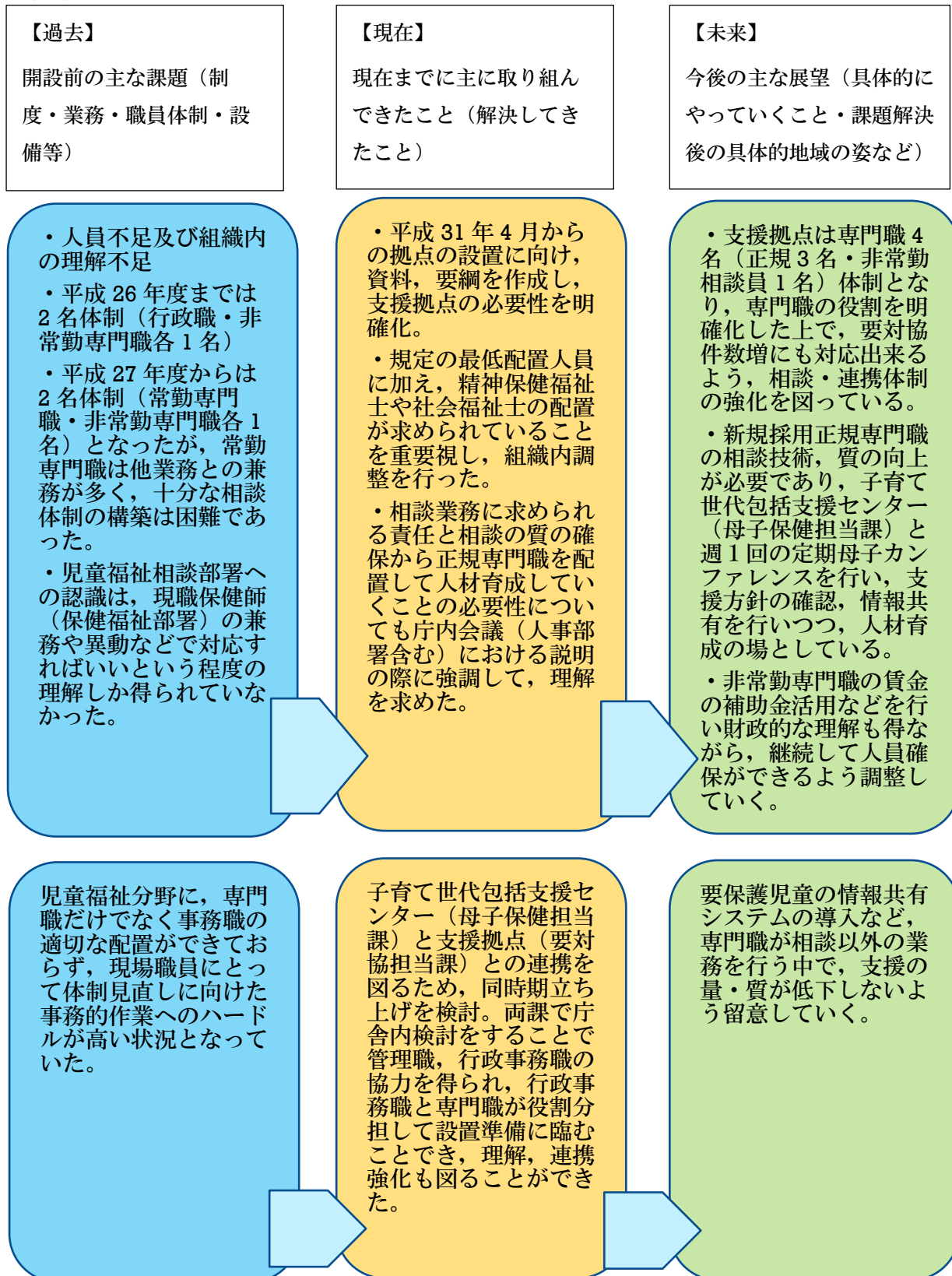
今後も、研修会を開催していくほか、適宜情報提供を行い、市町村に向けて拠点の普及啓発を進めてまいりたい。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

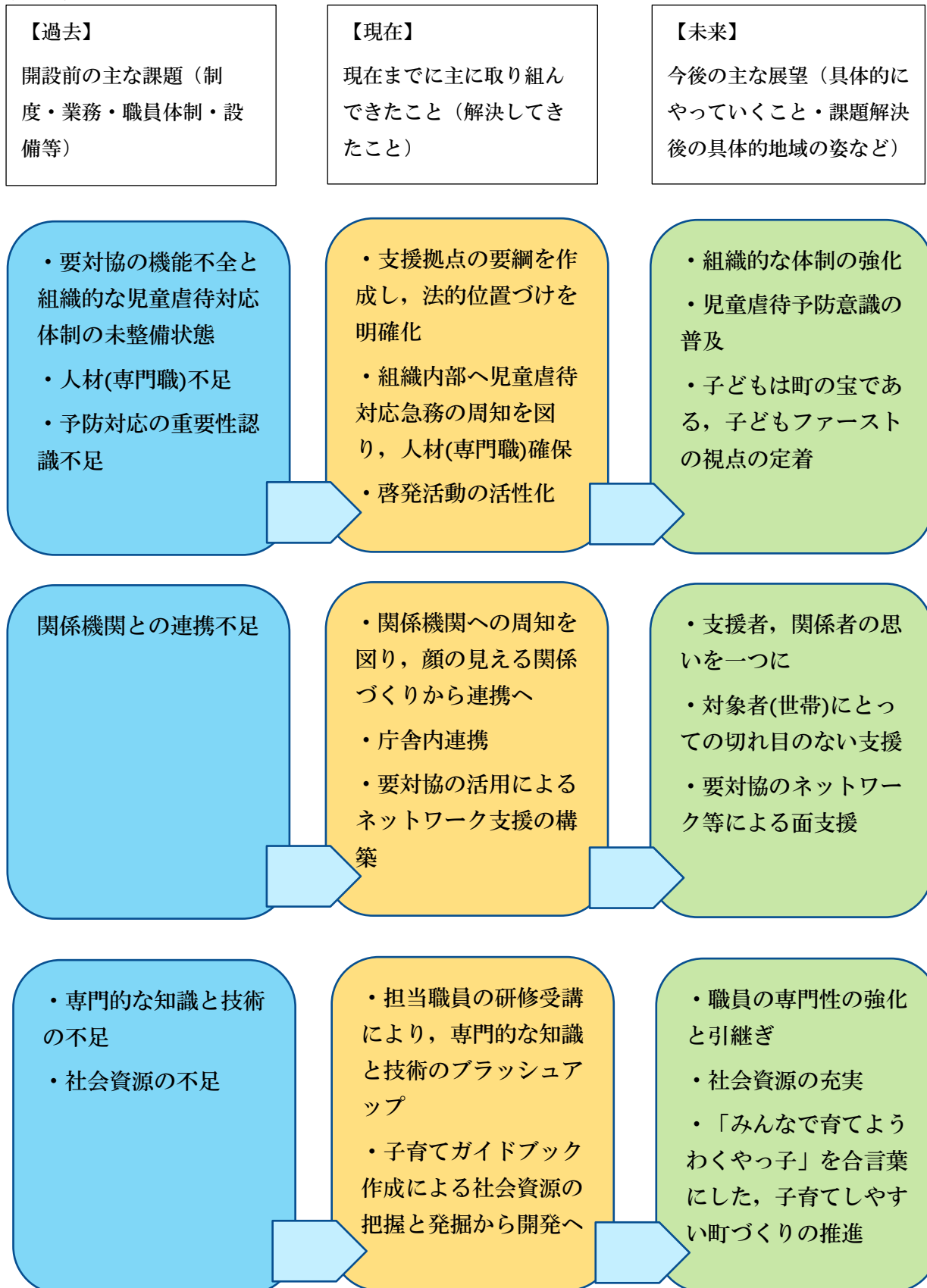
1 大崎市



2. 大和町



3. 涌谷町



第3：紹介自治体の詳細（自治体アンケートの回答）

大崎市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



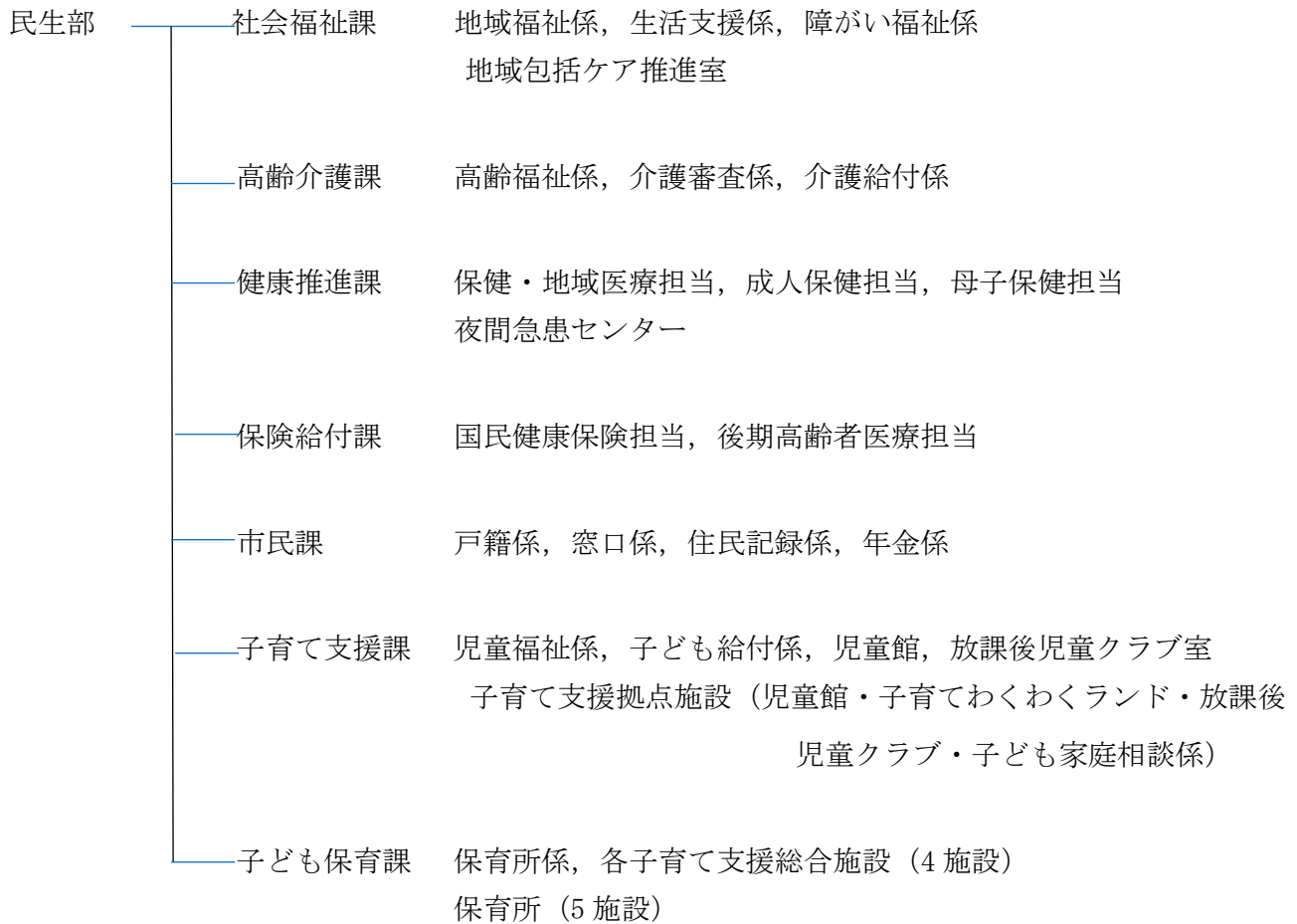
②面積：796.85 k m

③人口： 66,016 人
(令和元年12月現在)

④児童数： 19,445 人
(令和元年10月現在)

⑤類型（小規模等）：小規模C型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 令和元年 12 月】

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3 年分）

	受理件数	内 虐待件数	内 養護相談	内 その他
平成 28 年度	318	51	95	172
平成 29 年度	288	55	67	168
平成 30 年度	447	48	148	251
令和元年度（12 月 末）	398	27	97	274

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P.12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 実情の把握

年度替わりに、学校や保育所等を訪問し、要保護児童対策地域協議会の関りを説明し顔の見える関係づくりに努める。尚、気になることや相談等が電話報告いただきようになっている。

要援護者児童等については、所属機関より月 1～2 回書面にて報告をもらう。要保護児童等の定期報告の他、対応困難なケースは、個別支援会議等を開催し情報共有と対応方法の検討を実施。

母子保健分野とは、月 1 回の母子保健打ち合わせを実施。母子健康手帳交付時の気になる妊婦の把握、特定妊婦の検討や新生児訪問等で気になる家庭の報告を受け支援体制を検討。

乳幼児健診未受診者や学校不登校、保育園の長期で無断欠席等で目視確認ができない家庭においては、随時関係機関からの情報提供を受理し対応。

② 相談対応

保育士、児童厚生員、家庭児童相談員、母子父子自立支援員兼婦人相談員、保健師が相談対応する。来た相談についてはまず全て受理し、そこから関係機関等に発信や連携できる体制強化を図る。

③ 総合調整

子育て支援拠点施設で情報発信と相談体制が全て網羅できるよう住民や関係機関に周知するとともに、施設内の拠点施設の相談体制の強化を図る。市全体の虐待予防活動の周知として関係機関に市の虐待対応マニュアル配布

④ 調査、支援及び指導等

相談受理→受理会議→情報収集・必要時個別支援会議→支援
虐待（疑いも含め）の場合は 48 時間以内に目視確認する

⑤ 他機関との連携

○要保護児童対策地域協議会の主管課

代表者会議…（年 1 回）実務者会議の代表者の他、民生児童委員会長、法務局代表等が入る。

実務者会議…(年 3 回) 県福祉事務所, 児童相談所, 警察, 病院, 教育委員会, 母子保健担当個別支援会議…(随時開催)

研修会企画, 関係機関に虐待予防周知活動, 要援護者の進行管理と支援計画の作成
関係機関に大崎市児童虐待対応マニュアル作成し配布

(2) 開設時の課題と現状と今後の展望について

①子育て世代包括支援センターとの連携 [マニュアル P.6~7 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組 (今後の展望を含む)
母子保健を担う健康推進課とは月 1 回, 母子保健打ち合わせを開催し, 母子健康手帳交付時や新生児訪問状況等の情報を共有し気になる家庭の支援の方向性について検討した。	⇒	令和 2 年 4 月に子育て世代包括支援センター開所予定である。今後も妊娠から切れ目ない支援を継続するとともに, 早期に支援体制が整えられるよう常に関係機関との連携を密にしていく。対象者をシステム管理し一括管理支援の方向性。

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組 (今後の展望を含む)
要保護児童対策地域協議会の一員として, 常に連携を取り合い, 必要時同行訪問等を実施しながら要援護児童の支援をしている。定期的に全支援ケースの支援の方向性や児童相談所のみが支援しているケースの情報交換を行いながら連携している。	⇒	様々な問題を抱えるケースが多くなり情報の入り方も様々である。まずは子育て支援拠点施設での情報を集約し関係機関との支援体制を早期に整えられる体制づくりを強化したい。

③要保護児童対策地域協議会との連携 [マニュアル P.8 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組 (今後の展望を含む)
要保護児童対策地域協議会の主管課であり, 代表者会議, 実務者会議, 個別支援会議を実施する	⇒	要保護児童対策地域協議会の主管課であり, 代表者会議, 実務者会議, 個別支援会議を実施する

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の課題と取組	⇒	2019 年現在の課題と取組（今後の展望を含む）
【子育て支援センター】 保育士：17 名（内非常勤 11 名） 【児童館】 児童厚生員：3 名（内非常勤 3 名） 放課後児童支援員：7 名（内非常勤 7 名） 【子育て支援課子ども家庭相談係】 保健師：1 名（内非常勤 0 名） 子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 4 名） 母子父子自立支援員兼婦人相談員：2 名 （内非常勤 2 名） 清掃員：1 名（内非常勤 1 名）	⇒	【子育て支援センター】 保育士：17 名（内非常勤 11 名） 【児童館】 児童厚生員：3 名（内非常勤 3 名） 放課後児童支援員：7 名（内非常勤 7 名） 【子育て支援課子ども家庭相談係】 保健師：1 名（内非常勤 0 名） 子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 3 名） 母子父子自立支援員兼婦人相談員：2 名 （内非常勤 2 名） 清掃員：1 名（内非常勤 1 名）

(2) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

【放課後児童クラブ室】



【遊戯室「キッズ・パル」】



【研修室・集会室】



【つどいの広場「ポッケ」】



【一時預かり保育室「すくニコ」】



【相談室】



【図書室・情報コーナー】



【屋外遊び場】



子育てわくわくランド

つどいの広場「ボッケ」

- 利用方法
初回利用時に登録が必要で、予約制となります。(予約受付は2週間前から前日まで)
- 利用対象
未就学児とその保護者
- 利用方法
利用当日に申請書の提出が必要です。事前予約制となります。(予約受付は2週間前から前日まで)
- 利用対象
生後6か月から就学前までの児童
- 利用料金
135名600円(以降30分ごと300円)
- 時間
8時から17時まで
- 休業日
年末年始(12/29から1/3まで)

古川中央児童館

古川中央児童館(自由来館)

- 利用方法
初回利用時に緊急連絡先の届出が必要です。不就学児の利用の際は大人の見守りをお願いします。
- 利用対象
10歳までの児童とその保護者
- 利用方法
放課後児童の健全育成を行います。事前に登録が必要です。
- 利用対象
古川第一小学校に在籍する放課後が留守家庭の児童
- 利用料金
利用条件に応じて保育料がかかります。
- 時間
平日：9時から17時まで(クラブは18時まで)
土曜・学校休業日：8時30分から17時まで(クラブは18時30分から19時まで)
- 休業日
日曜祝日、年末年始(12/29から1/3まで)

大崎市子育て支援拠点施設「わいわいキッズ大崎」アクセスマップ



「わいわいキッズ大崎」ってどんなところ？

「古川中央児童館」と「子育てわくわくランド」を合併し、就学前と就学後の子どもが一緒に利用できる施設としてオープンしました。これまでの子育て支援サービスに加え、相談機能をより充実させ、利用者の皆さんと共に成長していく施設を目指します。

お問い合わせ

大崎市子育て支援拠点施設

わいわいキッズ大崎

〒989-8174

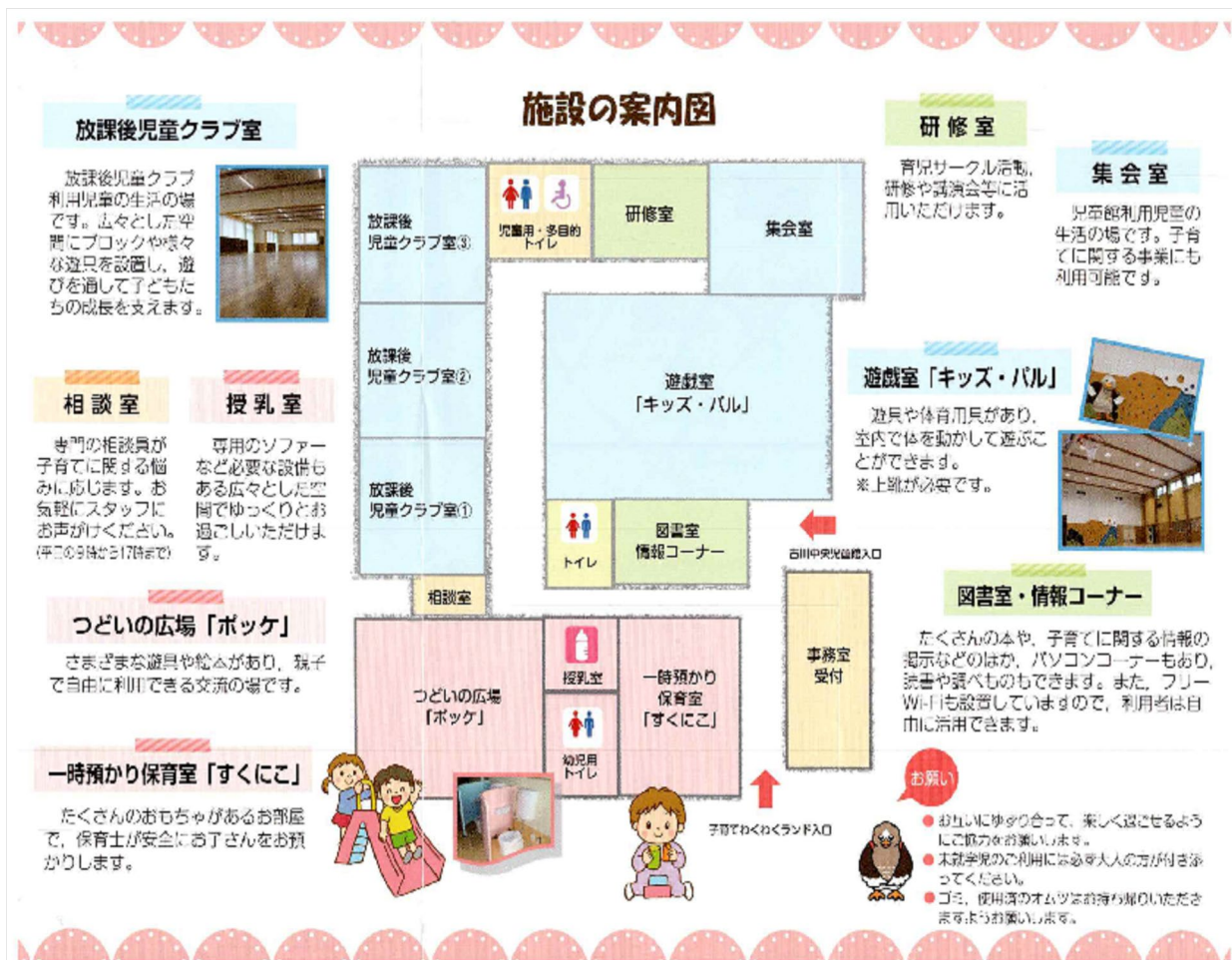
宮城県大崎市古川千手町二丁目3番1号

電話：0229(25)5330

FAX：0229(24)9175

大崎市子育て支援拠点施設 わいわいキッズ大崎





4. 拠点設置の効果及びメリット

①子どもが遊びを通じて学び合う施設

- ・異年齢の子どもたちとの交流や集団生活の体験により、社会性を学び、生きる力を身につけます。

②安心した子育てを実現する保護者のサポート施設

- ・一時預かり保育や放課後児童クラブなどの保育体制を整備し、働きながら子育てをする保護者を支援します。

③地域における子育て力を支援する施設

- ・サークル活動や保護者同士の交流の場を提供します。

④子育て中の保護者にやさしい施設

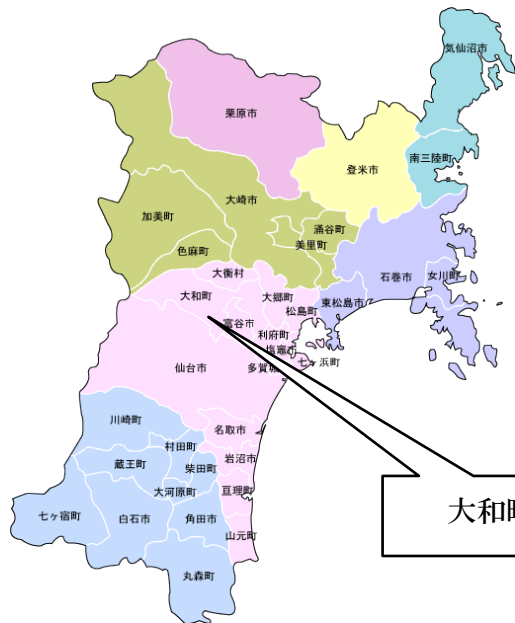
- ・育児に関する不安や悩みに専門の相談員が対応します。

① ～④の拠点設置の効果を目指し令和元年12月から開設。開設したばかりだが、利用人数の増加がみられ認知度も高くなっている現状。子育て支援センター来所の家族が相談につながったり、要保護支援の家族が、子育て支援センターに遊びに来たりと、拠点設置によってさまざまな相談を受けるようになったことは大きい。

大和町

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：225.49 k m²

③人口：28,513 人（令和元年 8 月末現在）

④児童数：5,273 人（令和元年 8 月末現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 A 型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

大和町 行政組織図			
平成31年4月1日現在			
	係名	係数	人数
町 長 部 局	総務課	総務法令係、職員係、広報係	3係 13人
	危機対策室	危機対策係	1係 4人
	財政課	財務係、管財契約係	2係 8人
	まちづくり政策課	政策企画係、まちづくり推進係	2係 8人
	税務課	住民税係、固定資産税係	2係 14人
	徴収対策室	徴収対策係	1係 3人
	町民生活課	窓口サービス係、国保・年金係、生活環境係	3係 17人
	杜の丘出張所		3人
	子育て支援課	子育て支援係、保育支援係	2係 9人
	もみじヶ丘保育所		22人
	吉岡児童館		1人
	宮床児童館		2人
	吉田児童館		1人
	鶴巣児童館		1人
	落合児童館		1人
	もみじヶ丘児童館		
	杜の丘児童館		
	福祉課	社会福祉係、高齢者福祉係	2係 12人
	地域包括支援センター		
	保健福祉総合センター		
	健康支援課	障がい支援係、母子保健係、健康推進係	3係 14人
水道部局	農林振興課	農政係、農地林務係	2係 11人
	商工観光課	商工観光係、企業立地推進係	2係 8人
	都市建設課	総務係、建設係、都市整備係 派遣：宮城県・宮城県建設センター	3係 13人 2人
	会計管理者		
	会計課	会計係	1係 4人
議会	上下水道課	経営企画係、施設整備係	2係 12人
	事務局	議事庶務係	1係 3人
		32係	185人

子育て支援課子育て支援係が
子ども家庭総合支援拠点を担当

健康支援課母子保健係が
子育て世代包括支援センターを担当

教育委員会	教育長	教育総務課	総務係，学校教育係	2係	10人
		小学校	6校（吉岡，宮床，小野，吉田，鶴巣，落合）		
		中学校	2校（大和，宮床）		1人
		学校給食センター			2人
		吉田教育ふれあいセンター			
		鶴巣教育ふれあいセンター			
		落合教育ふれあいセンター			
		生涯学習課	生涯学習係，スポーツ振興係，文化財係	3係	8人
		総合運動公園			
		公民館	事業係	1係	6人
		ふれあい文化創造センター	事業係，管理係	2係	1人
農業委員会		事務局	（農林振興課 併任）		
監査委員		事務局	（議会事務局 併任）		1人
選挙管理委員会		事務局	（総務課 併任）		
固定資産評価 審査委員会		事務局	（総務課 併任）		
				8係	29人
一般職員総数（再任用含む）				40係	214人

課内の組織体制及び課の業務別職員配置図

※朱書き:子ども家庭総合支援拠点の担当者(要対協対応兼務)

子育て支援課

36 人

課長 1人

課長補佐 1人

子育て支援係 係長 1人(保健師)

主事

2人

社会福祉士

2人

(非常勤相談員 1人)

- ① 児童福祉に関すること。
- ② 母子・父子福祉に関すること。
- ③ 子ども家庭総合支援拠点に関すること。
- ④ 子ども・子育て支援事業に関すること。
- ⑤ 児童手当に関すること。
- ⑥ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- ⑦ あんしん子育て医療に関すること。
- ⑧ 母子・父子家庭医療に関すること。
- ⑨ 未熟児療養医療に関すること。
- ⑩ 児童虐待等及び家庭児童相談に関すること。

子育て支援課子育て支援係が
子ども家庭総合支援拠点を担当

保育支援係 係長 1人(事務職)

主任

1人

主事

1人

- ① 保育所に関すること。
- ② 地域における子育て支援に関すること。
- ③ 子育て支援センターに関すること。
- ④ 児童館に関すること。
- ⑤ 放課後児童クラブに関すること。
- ⑥ 幼稚園に関すること。
- ⑦ 認可外保育施設に関すること。
- ⑧ 児童遊園に関すること。

もみじヶ丘保育所 所長 1人

○保育所に関すること

副所長 1人

副参事 1人

技術主幹 4人

技術主査 3人

技術主任 1人

保育士 11人

宮床児童館 館長 1人

○児童館に関すること

吉田児童館 館長 1人

○児童館に関すること

技術主任 1人

鶴巣児童館 館長 1人

○児童館に関すること

落合児童館 館長 1人

○児童館に関すること

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 2019年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

年度	養護相談件数（児童虐待件数）
平成28年度	40件
平成29年度	33件
平成30年度	41件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

※ 大和町子育て支援課の要対協事務局（調整機関）が「大和町子ども家庭総合支援拠点」の業務を担っているため、児童虐待対応（疑い含む）が発生した場合は、要対協として対応している状況。

① 実態の把握

- ・ 住基情報による家族構成、転出入状況等の確認
- ・ 健康支援課（母子保健係）の母子健康記録票等の乳幼児健診、保健師等のかかわりの確認
- ・ 学校、保育施設への登校（園・所）状況等の確認

② 相談対応

- ・ 2名以上での相談対応
- ・ 専門職等（保健師、社会福祉士、教員有資格者等）の相談経験のある職員での対応

③ 総合調整

- ・ 必要に応じて、虐待受理会議の開催【子育て支援課、健康支援課、教育総務課、総務課（DV担当課：男女共同参画担当部署）などの関係機関を招集】
- ・ 福祉課（生活保護担当課）、学校、保育施設、児相、警察、福祉事務所、社会福祉協議会など関係機関との役割分担調整など

④ 調査、支援及び指導等

- ・ 2名以上での対応
- ・ 状況確認や指導の視点にとらわれすぎず、対象家庭への改善に向けた「よりそい・支援」を心がけている。

⑤ 他機関との連携

- ・ ③と同様
- ・ 子育て支援課（支援拠点）、健康支援課（子育て世代包括支援センター）と週1回程度の母子カンファレンスを開催して情報共有、連携体制、専門職の支援の質の向上を図っている。

- ・要保護児童については、小中学校、保育施設からの月1回の定期情報提供を受け、子育て支援課を中心とした教育総務課、健康支援課との定例報告会を開催

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・母子保健部門との連携については、大和町では2012（平成24）年10月に機構改革により子育て支援課ができ、子育て支援課に児童福祉部門（要対協含む）、保健福祉課（現：健康支援課母子保健部門）に母子保健部門と分散された。 ・子育て支援課が事務担当として要保護児童の実務者会議（要対協）を年3回開催し、要対協対象家庭の担当保健師（母子保健部門）も出席をして情報共有を図った。 ・また、要対協対象家庭個別事例の相談、訪問、個別ケース検討会議等には状況に合わせて同行訪問していた。 ・専門職の人材育成、資質向上を目的として、2018（平成30）年4月から、保健福祉課（現：健康支援課母子保健部門）保健師主催の母子カンファレンスに、子育て支援課（要対協部署）の保健師が参加し、母子のケース対応検討にて情報共有した。 ・2018（平成30）年11月から要対協対象家庭について、所属学校および保育施設から月1回情報提供（報告）をもらい、子育て支援課、教育委員会（教育総務課担当者）と保健福祉課（現：健康支援課母子保健部門）との定期連絡会を月1回開催した。	⇒	・大和町では、2019（平成31）年4月1日から、大和町子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課要対協部門）と大和町子育て世代包括支援センター（健康支援課母子保健部門）を同時立ち上げた。 ・健康支援課母子保健部門（大和町子育て世代包括支援センター）における母子手帳交付、乳幼児健診、相談、訪問等で把握された児童家庭について、要保護、要支援家庭の早期発見、早期（予防）介入、情報共有、専門職の人材育成や質の向上を目的として、健康支援課保健師が主催する母子カンファレンスを週1回程度開催として、子育て支援課専門職（保健師、社会福祉士）も同席して協議を行っている。 ・2018（平成30）年11月から要対協対象家庭について、所属学校および保育施設から月1回情報提供（報告）をもらい、子育て支援課、教育委員会（教育総務課担当者）と健康支援課母子保健部門との定期連絡会を月1回開催している。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・日常的に要対協ケース、児相への通告ケースの支援介入状況の情報共有し、児童相談所の支援方針の確認を行ってきた。 ・要保護児童の実務者会議（年3回）実施し、警察、福祉事務所、保健所、学校、保健福祉課（現：健康支援課母子保健担当部門）、教育委員会（教育総務課）との対応を共有しつつ、顔の見える関係の構築に留意してきた。→緊急時には、直接、速やかに関係機関から児童相談所に状況報告、相談ができる環境の確保。 ・必要に応じて、同行訪問、個別ケース会議の開催などにより、実働的に連携することに努めてきた。	⇒	・開設前の取り組みを継続し、取り組んでいる。 ・2019（平成31年、令和元）年は、担当してくれている児相のスーパーバイザーが判断力、技術、関係機関との協議力の質が高く、相談体制が安定している。 ・地区担当のケースワーカーとの連携もとやすい状況である。 ・地区担当のケースワーカーの担当ケース（他市町の担当兼務含む）が多く、地区担当以外のケースワーカーから突然に電話連絡が入ることもあるので、情報提供を求められても、児童相談所職員であるのか把握しかねることがあったため、児童相談所の対応職員の一覧（席配置図

・児相終結に伴い、継続支援が必要な場合には同行訪問して、切れ目のない支援を行うために連携を図ってきた。 ・児童相談所への通告については、受理会議、文書による送致をして、一担当の判断ではなく、組織として対応することとしている。 ・また、宮城県内児童相談所共通のチェックシートにより、共通のツールでのリスクアセスメントを行うようにしている。 ・2018（平成30年）度は、大和町を担当した児童相談所のケースワーカーが、県警からの派遣の方（宮城県で初）であり、緊急時の対応、日常の訪問、情報共有、支援連携、支援方針などが迅速かつ明瞭で連携がとりやすく、対象に的確な対応ができた。 ※逆に課題としては、児童相談所の地区担当ケースワーカーの経験年数、技術などにより、支援方針の確認や情報共有がスムーズに行えない時期もあり、波がある。	など既存のもの）をもらい、加害者側などからの電話等による個人情報流出がないように留意している。
---	--

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・2019（平成31）年4月の拠点開設時前から、すでに拠点を担当する子育て支援課が要対協の事務局を行ってきた。 ・代表者会議（年1回）にて高齢者、障がい者等の施設関係機関の代表者にも出席してもらい、広く連携していけるよう働きかけている。 ・要保護児童の実務者会議（年3回）実施し、警察、福祉事務所、保健所、学校、保健福祉課（現：健康支援課母子保健担当部門）、教育委員会（教育総務課）との対応を共有しつつ、顔の見える関係の構築に留意している。 ・虐待受理会議や個別ケース検討会議を通して関係機関との情報共有、連携を図っている。	⇒	・開設時の取組と同様。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・2019（平成31）年4月1日時点 子ども家庭支援員：3名（内非常勤1名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：1名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	・開設時の取組と同様。 子ども家庭支援員：3名（内非常勤1名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：1名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

※子ども家庭支援員3名のうち2名は、2019（平成31）年4月1日付け、新規正規職員採用（社会福祉士2名、そのうち1名は、精神保健福祉士の資格もあり）。他の児童福祉にかかると事業等を兼務している。 ※虐待対応専門員1名は、係長業務を兼務し、職種は保健師。		
---	--	--

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 〔マニュアル P. 27 参照〕

相談室



キッズスペース



事務室

子育て支援課（子育て支援係）：大和町子ども家庭支援拠点



子育て支援課（大和町子ども家庭支援拠点）と健康支援課（大和町子育て世代包括支援センター）は隣の課で、相談の内容によっては、両職員が同席で対応しやすい環境としている。

健康支援課（母子保健係）：大和町子育て世代包括支援センター



4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・拠点設置の際の職員の最低配置人員が人口規模に合わせて提示されたことで、組織として、相談員の正規職員新規採用を人事部署に要望を出す際に説明しやすかった。

→拠点設置をしなくても、社会福祉士の新規採用は決まっていたが、配属する人員確保の際に、人事部署に多少の認識は高まり、メリットがあったのではないかと感じる。

- ・組織に対してや新規採用職員（今後は、職員異動など含め）に相談業務の内容を具体的に説明しやすい。（反面、スタートアップマニュアルには、様々な業務が明確化されていることで、規模の小さい町村には、責任の重さに拠点設置を躊躇する気持ちが発生する可能性もあると感じる。）

涌谷町

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



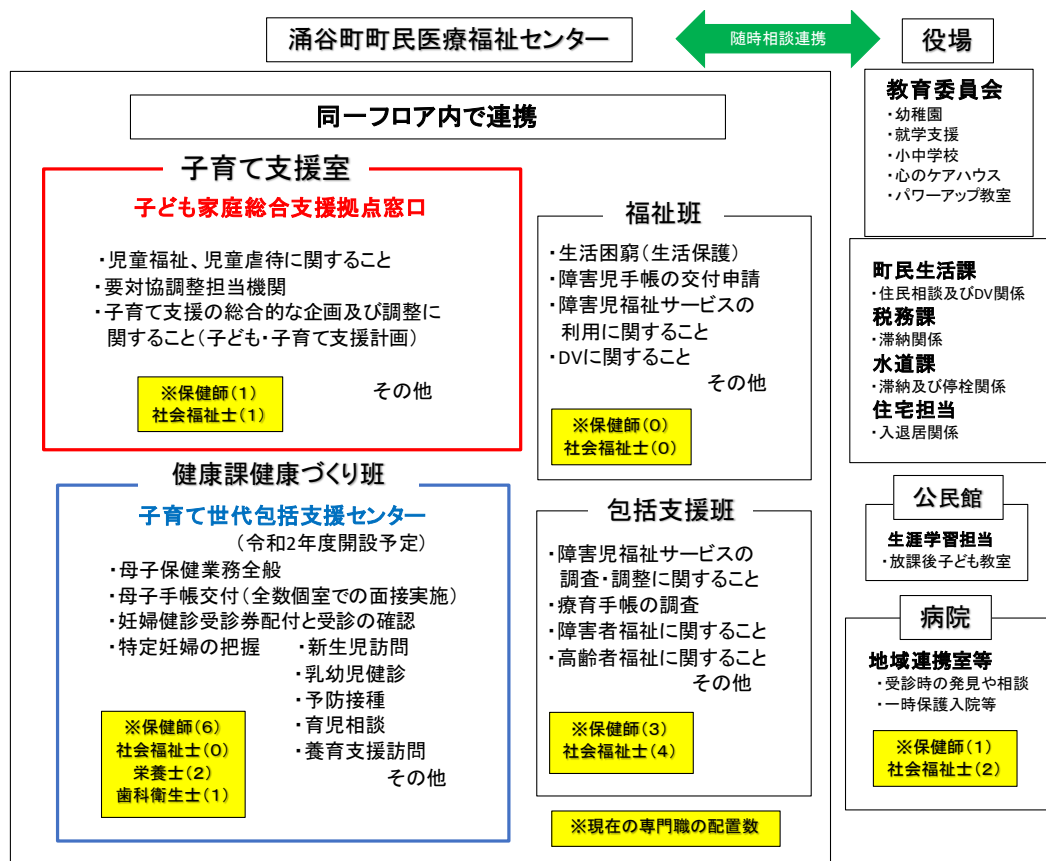
② 面積：82.08 km²

③ 人口：15,859 人（令和2年3月1日現在）

④ 児童数：1,937 人（令和2年3月1日現在）※18歳未満の人口

⑤ 類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 平成 29 年 4 月】

(1) 特徴

※平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究報告書」P28～36 参照

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
母子部門（健康課健康づくり班）同一フロア	⇒	母子部門（健康課健康づくり班）同一フロア（子育て包括は令和 2 年 4 月に設置予定）
・福祉課の事務職員と、健康課の保健師が、虐待ケースのみ情報共有し、同行対応等していた。		・福祉課子育て支援室と健康課健康づくり班が配置されている医療福祉センターが、一体的に、支援拠点と母子保健(子育て包括)の機能を担い、支援している。支援拠点の要綱にも明記している。
・主に健康課の保健師が情報をまとめ、要対協の会議資料を作成。進行は福祉課で実施していた。		

		・毎月定例ケース会議を開催し、特定妊婦の把握や新生児訪問の情報共有、支援計画の検討。 ・乳幼児健診に支援員が参加し、虐待予防啓発や個別相談を実施。 ・通告時は初期対応で母子保健の情報を収集。 ・随時連携し、検討や同行訪問を実施。
--	--	---

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・児相のケースを共有し同行訪問することは稀であり、主に児相と町は別々に対応していた。	⇒	・支援拠点設置直後、児相の職員より研修会を実施して貰い、初期対応やケースの見立て、支援方針等の共通理解を図った。 <児相・要対協同一受理ケース> ・以後、児相ケースは要対協に受理し、同行訪問を優先的に実施。それぞれで訪問や情報を収集した際は、迅速な報告と対応の共有に努めている。 <児相不受理・要対協受理ケース> ・児相の不受理ケースであっても、児相に情報提供することが望ましいと判断した場合は報告し、児相の介入が必要になった際の緊急対応に備えている。 ・転出以外の児相の終結後は、要対協で支援を継続しモニタリングしているが、状況が変化した際(悪化・改善両方)は児相へ報告している。 ・転入出の多いケースは広域支援が重要となるため、児相へ情報提供している。 <その他> ・児童虐待対応判断に迷った際は児相へ相談し、スーパーバイズを受けている。 ・ケース会議への出席を依頼し、受理ケースはメンバーとして検討に参加、不受理ケースに関してはスーパーバイズを受けている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・ 外部の主な連携機関である、学校、幼稚園、保育園を訪問すると共に、民生委員協議会へ参加し、調整機関の周知と顔の見える関係づくりを実施。 ・ 民生委員協議会児童部会への児童虐待予防講話を実施。 ・ 中学校とは教育委員会の SSW と共に毎月定例でケース会議を行い、要保護児童等の情報共有と、対応の検討を実施。 ・ 初期対応時の情報収集は必ず母子保健分野を通すと共に、地域包括支援班と連携し、世帯情報を収集。 ・ 各種児童福祉手当担当者と連携し、世帯の経済状況や、手続来所の有無を把握。 ・ 実務者会議は年 1 回のみの開催。 ・ 代表者会議は未実施。	⇒	・ 要保護児童等の定期的情報提供を所属医機関より、受けている(教育委員会と共有)。 ・ 個別ケース会議のみならず、その手前の主な関係者同士の打ち合わせ(情報共有と状況判断、ケースの見立てや支援方針と役割分担)を頻回に実施し、迅速な対応に努めている。 ・ 調整担当機関(当所)だけでなく、学校主催で個別ケース会議を開催して貰い、出席している。 ・ 民生児童委員協議会定例会へ参加し、児童虐待予防キャンペーン活動の実施や、児相から里親制度の説明等を実施。 ・ 母子保健分野と毎月定例でケース会議を実施(詳細は①母子部門に記載)。 ・ 要対協構成員として警察が、乳幼児健診へ参加し、児童虐待について講話を実施。その後、当所より、予防や相談について等の説明を実施し、個別相談を受けている。 ・ 子育て支援サークルを訪問し、虐待予防講話や個別相談等を実施。 ・ ファミリーサポートセンター事業を立ち上げ、要保護児童等への優先的な活用を実施。 ・ 県主催の貧困世帯を対象とした放課後学習支援事業を、対象の要保護児童家庭に勧め、初回同行することで利用しやすくしている。 ・ 実務者研修会を年 3 回開催。 ・ 実務者会議は年 3 回開催。 ・ 代表者会議は年 1 回開催。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：0 名（内非常勤 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：0 名（内非常勤 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 1 名）

- (2) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

※平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究報告書」P28～36 参照

4. 拠点設置の効果及びメリット

- (1) 児童虐待予防の**啓発活動**を行いやすくなった。その効果として

- ・住民や関係機関からの通告や保護者からの相談が増加し、早期対応や予防に繋がった。

- (2) **連携**しやすくなり、子どもを守る**チームネットワークが構築**できた。その効果として

- ・児相や警察と日常的な協働支援ができ、緊急対応がスムーズになった。

- ・学校等関係機関の児童虐待予防意識が高まり、悪化予防へ協働対応出来るようになった。

- ・市町に留まらず、広域的な資源の情報が入手でき、支援機関へ繋げることが可能になった。

- ・拠点を中心に、対象児童の家庭や世帯の情報収集が可能となり、世帯状況に応じて関係機関と連携が図れ、世帯の世代間連鎖や、貧困問題も含めた総合的アセスメントと継続支援が可能になった。

秋田県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

- ・市町村担当課長会議における説明及び設置依頼（各年4月）
- ・県要保護児童対策地域協議会における説明及び設置依頼（平成31年3月）
- ・その他市町村を対象とした会議等における説明及び設置依頼（随時）

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

市町村とのやり取りのある場を捉えて、厚生労働省から示された各通知等に基づき、設置の必要性を説明している。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

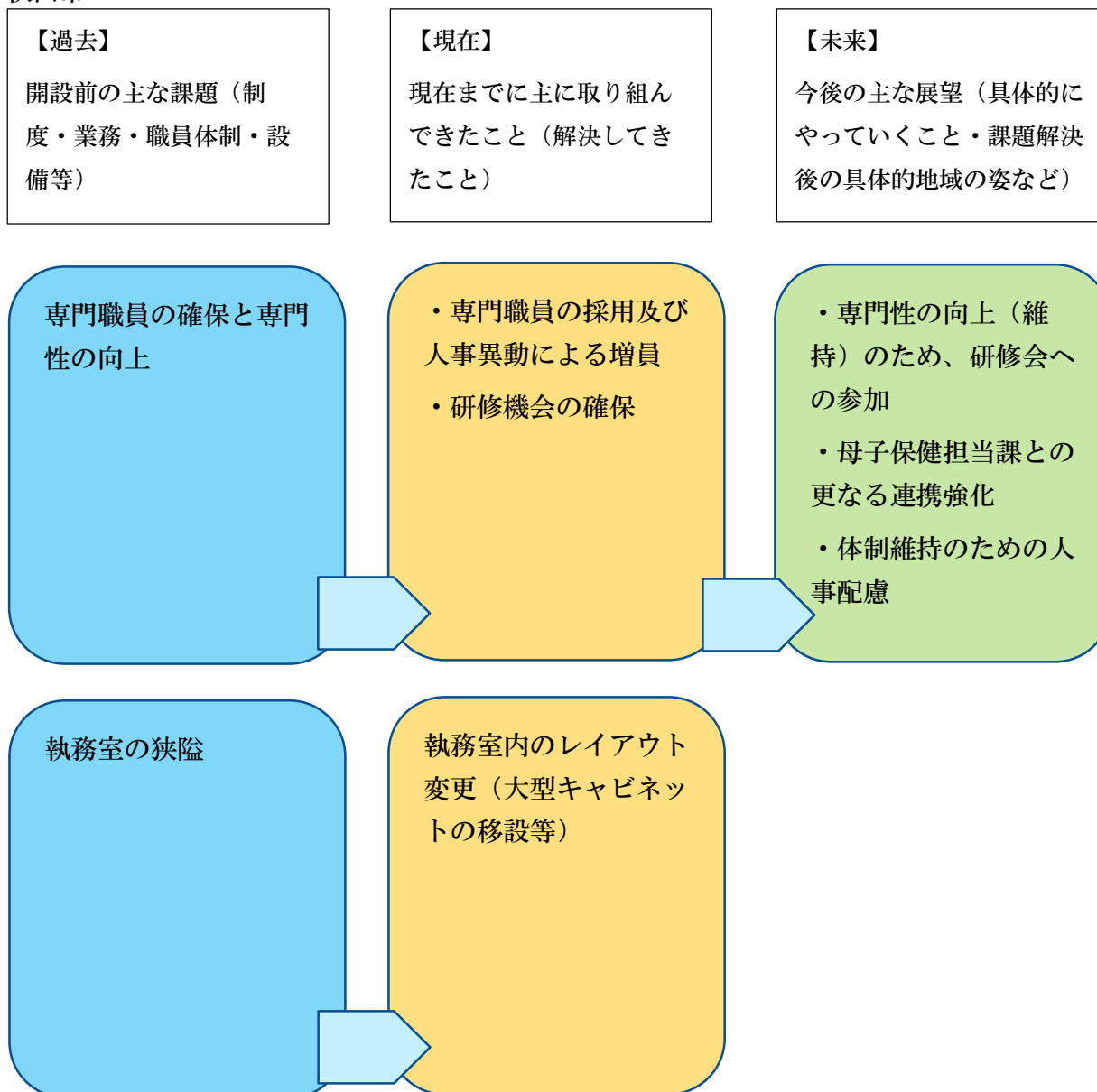
令和元年4月現在　2自治体：秋田市、湯沢市

4. 県としてのコメント

県内では、これまで上記2か所の設置であり、全25市町村への設置につき、更なる働きかけを行っていく必要がある。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 秋田市



2. 湯沢市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

児童福祉分野と母子保健分野とのかかわり

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが連携しやすい体制づくりを行い、児童福祉分野と母子保健分野からの円滑なサポートにつながった。

相談の多くは、多面からの支援が必要であり、関係機関とのネットワーク体制のさらなる強化を図る。

家庭児童相談室とのすみわけ

家庭相談員が子ども家庭支援員を兼ねることによって、子ども家庭相談室を包含した体制を整備した。

専門職員の資質向上に努め、体制強化に向けたネットワークを通じて包括的な支援に結びつける。

個別支援計画の策定

要対協ケースにおいて、個別支援計画を作成した。

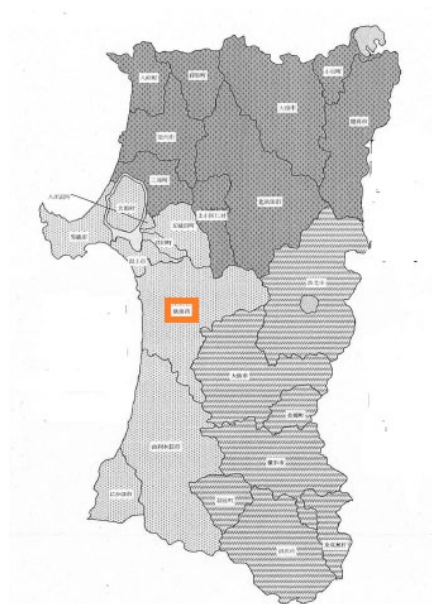
要対協全ケースにおいて個別支援計画を作成し、見直しを定期的に行うことで、子ども・保護者・家庭への適切な支援につなげていく。

第3：紹介自治体の詳細（秋田市）

秋田市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



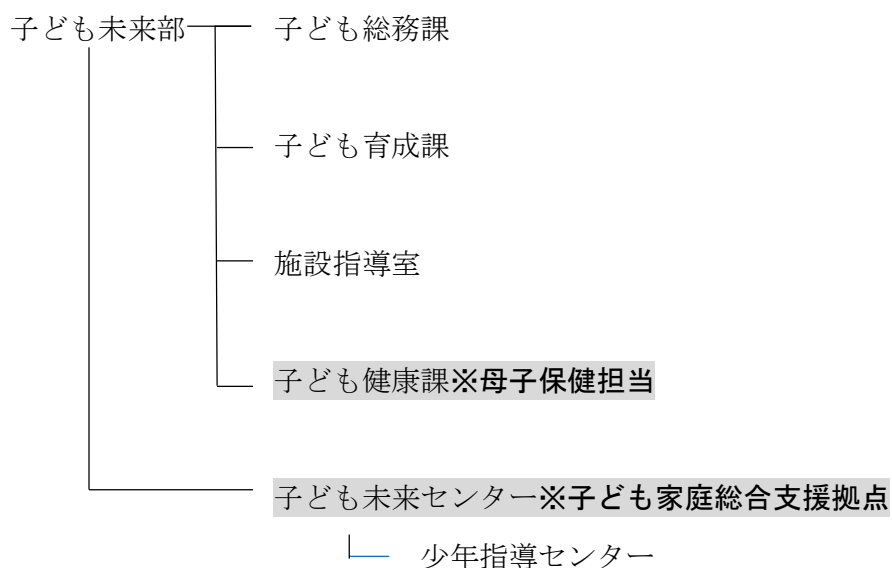
②面積：906.07平方キロメートル

③人口：305,944人（H31年4月現在）

④児童数：42,451人（H31年4月現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：H3 1 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

H28 養護相談等 4 7 4 件（うち児童虐待 4 3 件）

H29 養護相談等 4 4 3 件（うち児童虐待 4 9 件）

H30 養護相談等 4 8 2 件（うち児童虐待 1 0 2 件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・ 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を必要に応じ迅速かつ随時開催している。
- ・ 虐待受理時、4 8 時間以内の安全確認（関係機関の目視含む）

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアル P. 6～7 参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
①健診未受診者の情報共有と必要に応じた支援の実施 ②母子担当課と両課ケースの定期的な情報共有 ③母子保健担当職員と同行支援 ④妊娠中からの子育て支援事業（産婦人科医療機関からの情報提供等）や妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）との連携による支援の実施	⇒	①～④継続中

②児童相談所との連携 【マニュアル P. 9 参照】

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
①要保護児童対策地域協議会（進行管理部会）の定期的な会議を開催	⇒	①を継続中 ・ 土曜、日曜日の住民基本台帳システムによる情報提供

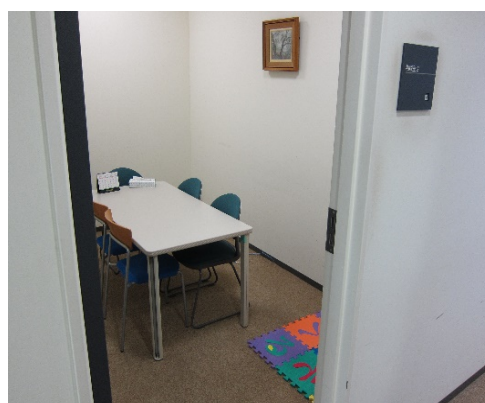
③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
	⇒	・支援拠点職員と兼任

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員： 名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員： 5 名（内非常勤 2 名） 心理担当支援員： 4 名（内非常勤 3 名） 虐待対応専門員： 5 名（内非常勤 3 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・常時 6 名以上の専門職員が配置されているため、相談体制の充実が図られた。

山形県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

- ・平成31年2月

都道府県社会的養育推進計画に係る市町村説明会において、子ども家庭総合支援拠点に関する説明を実施

- ・令和元年8月

県内4地域において山形県社会的養育推進計画に係る市町村意見交換会において、県内市町村の担当者と支援拠点設置に向けた意見交換を実施

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

・意見交換会で各市町村の取り組み状況の報告と質疑応答を実施したところ、支援拠点設置に向けた問い合わせが増え、2022年度までに設置する方向で具体的に取り組み始めた市町村が増えた。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【0】

平成30年4月現在【1 自治体：庄内町】

平成31年4月現在【3 自治体：庄内町、飯豊町、上山市】

4. 県としてのコメント

2022年度までに全市町村設置に向け、令和2年度は研修会を実施する予定である。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 庄内町

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

子ども家庭に係る、専門の相談窓口と相談員がいないため、連携がとりにくいことがあった。

子ども家庭に係る相談に対応する、子ども家庭支援員を配置し、相談窓口の周知を行っている。

要対協の相談だけでなく、様々な相談に対応できるスキルを身に付けていきたい。

2. 飯豊町

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

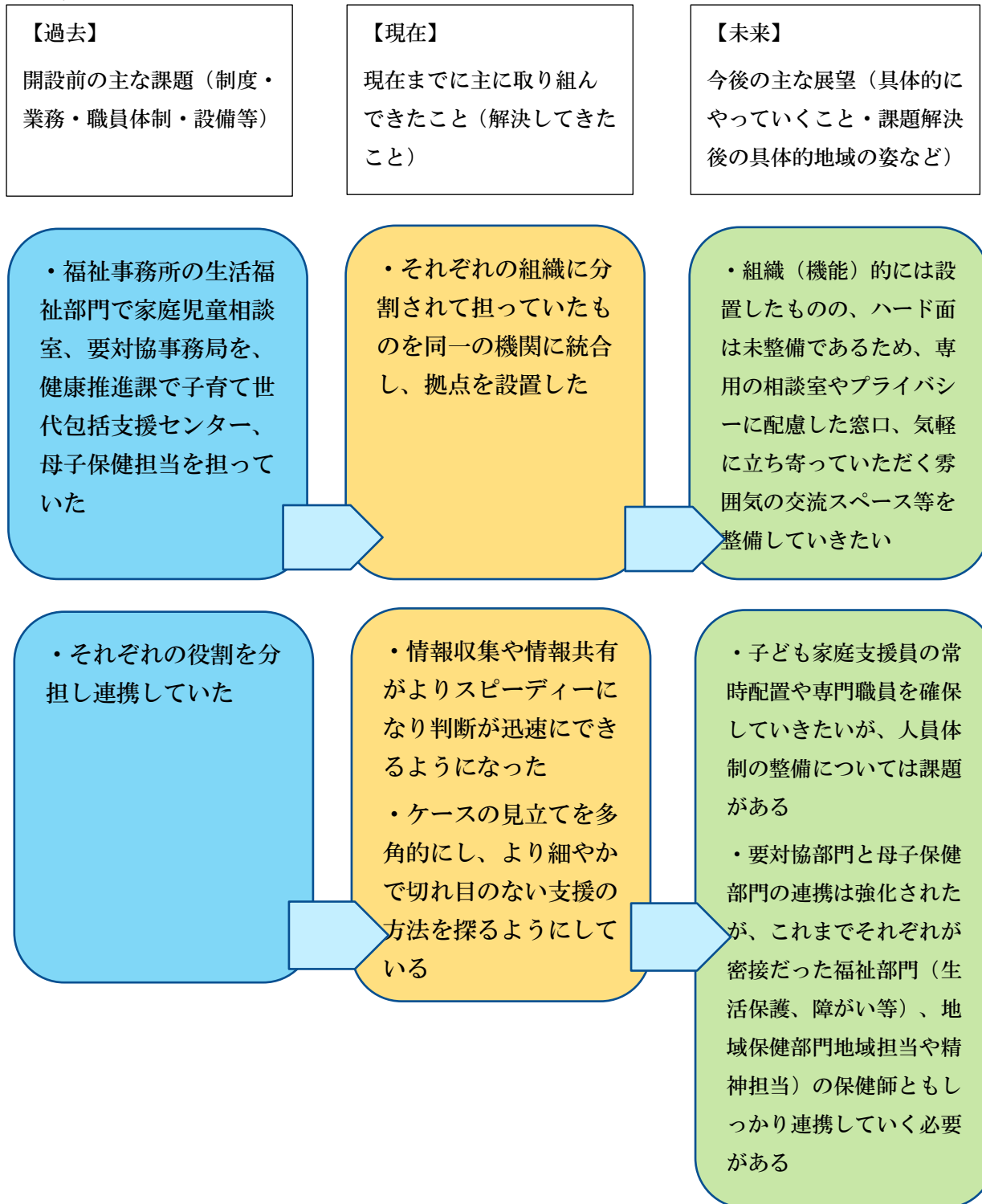
今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

子育て支援センター、子育て世代包括支援センターの設置はあったが、各関係機関との連絡調整が難しかった。

支援拠点として教育委員会に調整担当職員（母子保健経験者）を配置したことで、母子関係、幼児施設・学校関係との連絡調整がしやすくなった。

特定妊婦・母親による低年齢児童への虐待ケースが増えているため、より保健師や家庭相談員による対応が必要である。（健診時の子育てに関する指導や相談の充実）

3. 上山市

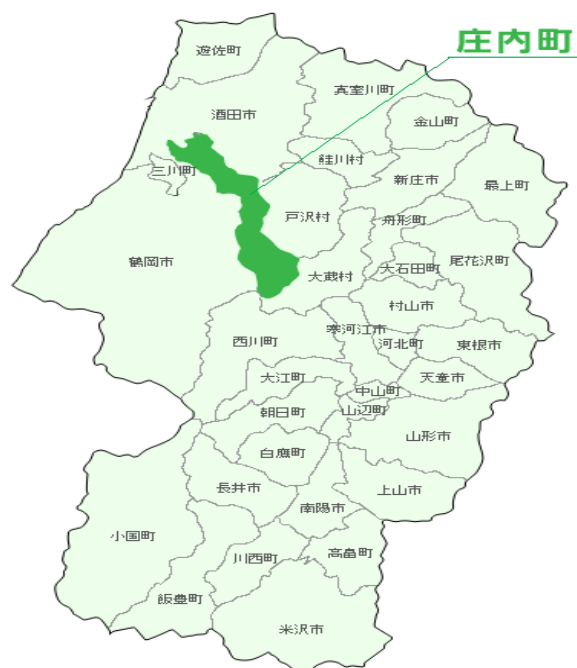


第3：紹介自治体の詳細（庄内町、飯豊町、上山市）

庄内町

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



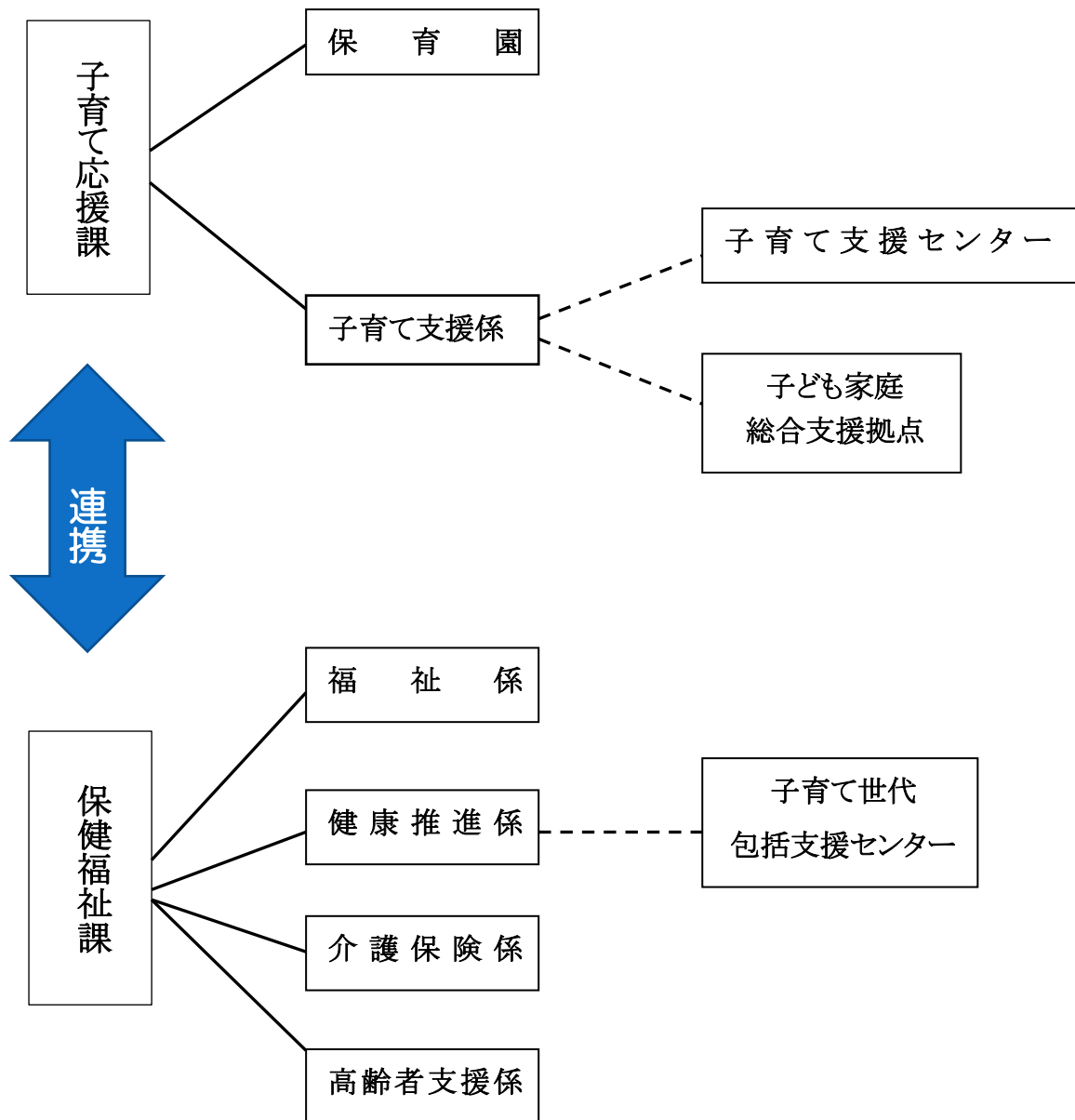
②面積：249.26平方キロメートル

③人口：21,056人（令和元年8月現在）

④児童数：3,051人（平成31年4月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

平成28年	相談件数	8件	虐待認定件数	3件
平成29年	相談件数	20件	虐待認定件数	4件
平成30年	相談件数	23件	虐待認定件数	6件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P.12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 住民基本台帳の確認、保育園・幼稚園・小中学校の在籍・状況確認、乳幼児健診の受診の有無や発達の状態の確認等を行い実情の把握を行っている。
- ②子育てに関すること、ひとり親家庭支援について、子ども虐待等に関する相談について相談対応を行っている。
- ③相談対応後、係内で受理会議を行い関係機関へ情報提供。必要に応じ、ケース会議を開催している。
- ④⑤相談対応後、相談者のニーズに合わせ必要と思われる機関へつなぎ、継続的な支援・指導等を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
健診などで子育てや養育について心配のある子育て家庭について連絡をもらい、連携して支援を行っていた。	⇒	これまでの連携に加え、要対協実務者会議の前に要対協までにはあがらない要支援の児童について情報を共有し、支援の方向性を決める要支援会議の実施をはじめた。

② 児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
	⇒	3 か月に一度、実務者会議での情報共有を行い、主担当を明確にしている。またケースに応じ、関わり方や指導の仕方について専門的助言をいただき、双方で関わったケースについては情報共有をその都度行っている。

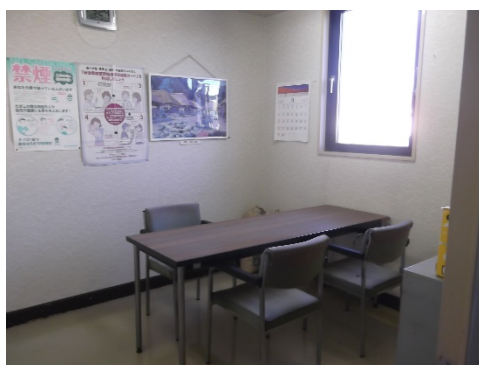
③ 要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
	⇒	代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の三層構造を基本に行っている。現在では、実務者会議の前に要対協にあがらないような、要支援ケースについての会議を担当課と開催し、情報共有に努めている。

④ 人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：1 名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名） ・保健師 1 名 ・教職免許保有者 1 名 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



相談



親子交流スペース

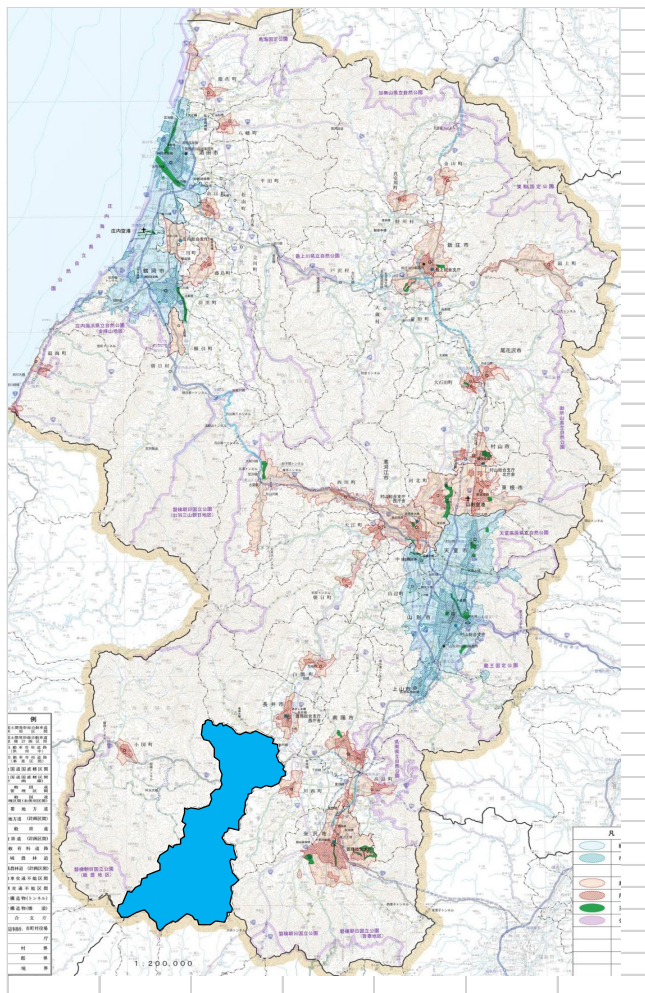
4. 拠点設置の効果及びメリット

拠点が設置されたので相談場所が明確化され、相談がしやすくなった。
 しかし、拠点が設置されたことがあまり周知されていないため、今後は周知が必要と思われる。

飯豊町

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



＊山形県地図中、水色部分が飯豊町

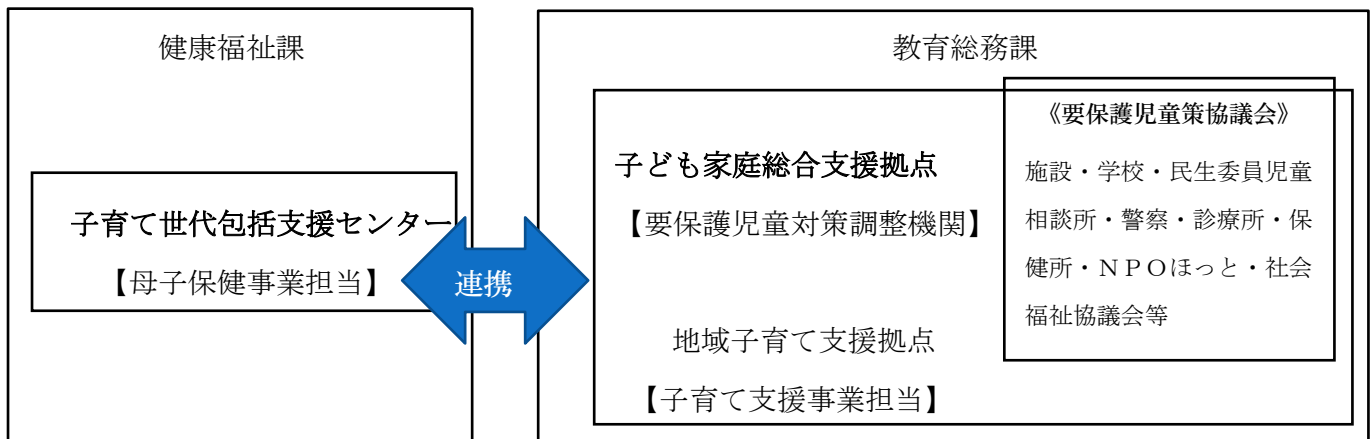
②面積：329.41k m²

③人口：7014 人（令和元年 8 月現在）

④児童数：958（令和元年 8 月現在）

⑤ 類型（小規模等）：小規模

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成30年7月】

(2) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

平成28年度：4件

平成29年度：16件

平成30年度：7件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

拠点が教育委員会に所属するため、幼児施設・学校からの情報が収集しやすい。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター（母子部門）との連携 【マニュアルP.6～7 参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子育て世代包括支援センターが平成30年6月に開設されたが、それ以前より母子部門との情報共有を密に行い対応してきた。	⇒	開設前と同様。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
関係機関から情報収集して取りまとめ、児童相談所と連絡調整を行いながら対応してきた。	⇒	開設前と同様。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
協議会で検討したことは即、拠点で対応している。	⇒	開設前と同様。

⑥ 人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：0 名（内非常勤 名） その他事務職員等：4 名（内非常勤 2 名）	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：0 名（内非常勤 名） その他事務職員等：4 名（内非常勤 2 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアルP.27 参照]

相談は、役場庁舎内、又は庁舎と別棟ではあるが、健康福祉課内、地域子育て支援拠点のいずれか、相談の内容によって適したところで行う。

4. 拠点設置の効果及びメリット

当町は規模小さい町のため、以前より各関係機関と連携を密にしてきたこともあり、拠点としてのシステムがすでに出来上がっていたため、設置についてのメリットは改めてとなると無いが、拠点とすることで、専門的な知識をもつ職員を配置することを明確に示すことができるため、今後の人員配置がしやすくなると思われる。

上山市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：240.83km²

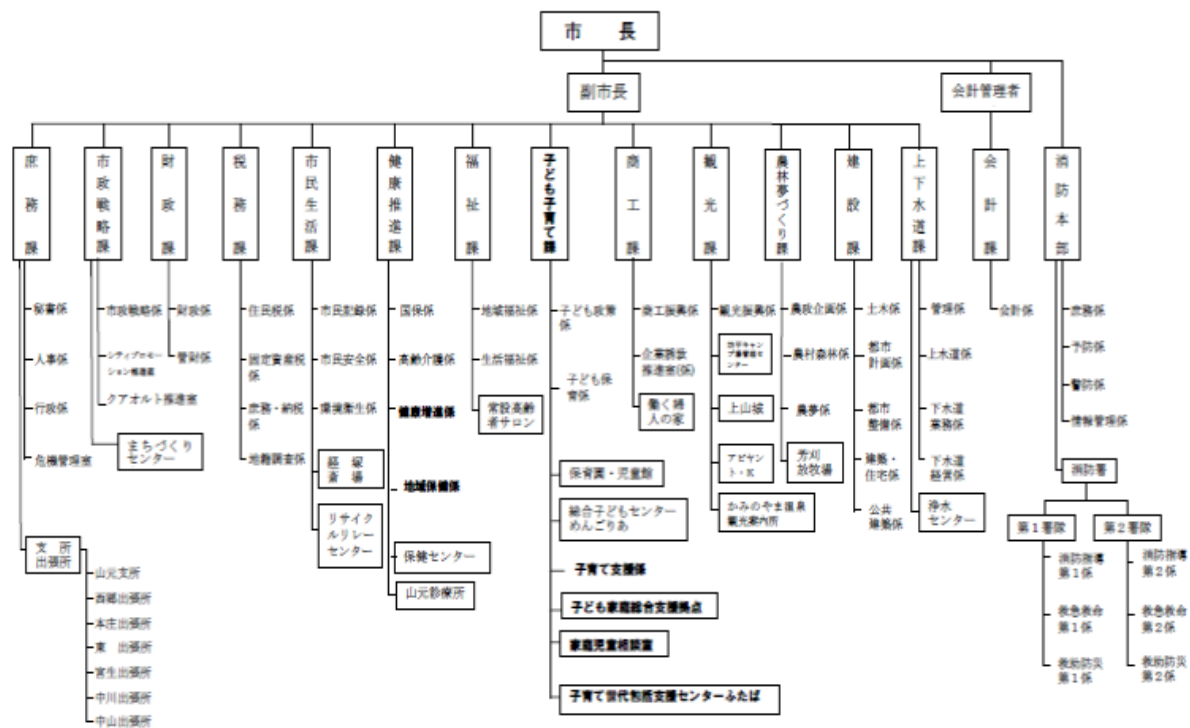
③人口：30,120人（R1年9月現在）

④児童数：3,576人（R1年9月現在）18歳未満

⑤類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

平成 31 年度 4 月 1 日現在



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 3 1 年 4 月】

(3) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

【相談取扱件数】

単位：件

年 度	養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい等	知的障がい	発達障がい	く犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
28	9	150	19	1	0	0	0	21	46	0	0	2	22	0	170	15	455
29	19	131	0	0	0	0	32	45	41	0	0	31	14	0	174	72	559
30	46	237	0	0	0	0	26	38	28	6	1	5	18	0	187	53	645

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

子ども子育て課の子育て支援係に要対協の事務局と子育て世代包括支援センターがあり、同一係で母子保健業務を行い、母子父子自立支援員（DV 担当）もあり、情報共有されている。また、訪問などの際も連携がとれやすくなった。

他機関とは、要対協を活用し、庁内部署と児童相談所、警察等と連携して対応している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
情報を共有し連携し支援していた	⇒	よりスピーディーに対応できるようになった

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
県のマニュアルにより、情報共有及び支援など連携し円滑に行っていた	⇒	特に変化はない

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
庁内の他部局及び児童相談所等田組織と連携し取り組んでいた	⇒	特に変化はない

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

ハード面の整備はしておりません

4. 拠点設置の効果及びメリット

・子どもに関する相談の窓口が一本化され、情報の共有や支援の検討などがスピーディーに対応できるようになったことは効果としてあげられる。一方、それぞれの相談が一極集中してしまい、マンパワー不足を感じる場面も生じている。また、母子保健法と児童福祉法などそれぞれの法律があり、それぞれがケース記録などを作成していることもあり、同一の機関が支援拠点と支援センターの 2 つの機能を担うことが求められているが、設置体制には課題がある。

福島県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

平成30年2月22日 子ども家庭総合支援拠点に関する県内市町村向け研修を実施。厚生労働省職員からの講義及び参加者のグループワークを実施。市町村35名、児童相談所3名が参加。

平成31年2月15日 子ども家庭総合支援拠点に関する県内市町村向け研修を実施。日本大学鈴木秀洋准教授からの講義及び参加者のグループワークを実施。市町村36名、4児童相談所6名、3保健福祉事務所3名が参加。

平成31年3月29日 「福島県子ども家庭総合支援拠点スタートアップ事業」（「2. 県の取組」参照。）の実施を各市町村に通知。

令和2年3月5日 子ども家庭総合支援拠点に関する県内市町村向け研修を実施予定。日本大学鈴木秀洋准教授からの講義、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた取組を行っている市町村からの報告及び意見交換を実施予定。

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

令和元年度より、子ども家庭総合支援拠点の設置にあたり、効果的な運営や支援を行うため、専門家からの助言や研修等を行う市町村に対して県10／10負担で補助する「福島県子ども家庭総合支援拠点スタートアップ事業」を実施している。

補助を受けた市町村が行う事業内容は以下のとおりである。

- (1) 支援拠点の設置及び効果的な運営、市町村における子どもの支援について、児童福祉の専門家等のアドバイザーからの助言を受ける。
- (2) 支援拠点の設置及び効果的な運営、市町村における子どもの支援に関する研修の開催または受講をする。
- (3) 支援拠点の設置及び効果的な運営、市町村における子どもの支援について、先進的な取組を行っている市町村等への視察研修等を行う。
- (4) その他、支援拠点の設置及び効果的な運営、市町村における子どもの支援を充実させるために必要な事項を行う。

令和元年度には2自治体に対して補助を行っており、それぞれの自治体が令和2年度当初までに子ども家庭総合支援拠点の機能を設置する予定となっている。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【（2自治体：小野町、西会津町）】

平成30年4月現在【（2自治体：小野町、西会津町）】

平成 31 年 4 月現在【4 自治体：郡山市、小野町、西会津町、天栄村】

4. 県としてのコメント

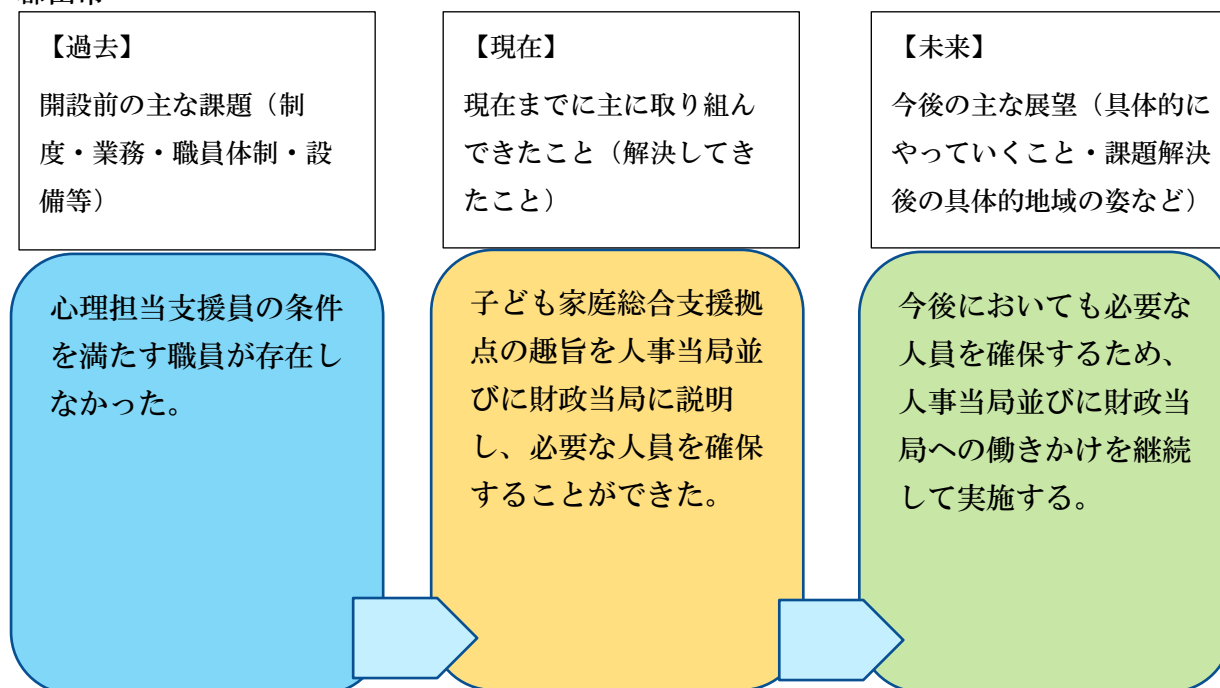
「福島県子ども家庭総合支援拠点スタートアップ事業」の実施により、本事業を活用した市町村が子ども家庭総合支援拠点の制度・理念について深く理解し、これを踏まえた相談支援体制の整備や専門的な相談支援の方法等について学んだ上で質の高い子ども家庭総合支援拠点を設置することが可能になったと考える。

今後は、本事業を活用して子ども家庭総合支援拠点を設置した市町村が、他市町村のモデルとして子ども家庭総合支援拠点の設置をさらに促進する役割を果たすことを期待している。

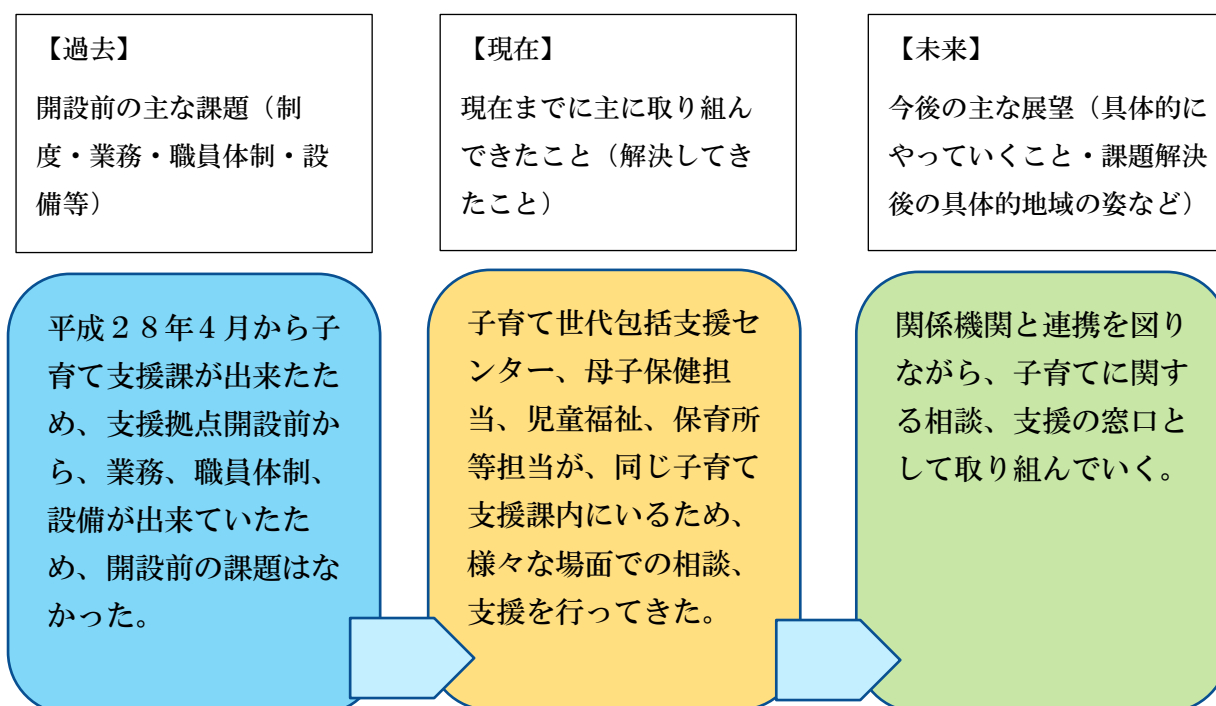
市においては、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた取組が進んできている（令和 2 年度当初には、市の半数以上が子ども家庭総合支援拠点の機能を設置する見込み）が、町村、特に児童相談の件数が限られる自治体においては取組が進みにくい印象がある。については、今後県が、子育て包括支援センター（福島県においては、拠点に先だって多くの市町村に既に機能が設置されている）と子ども家庭総合支援拠点を兼ねた拠点機能設置の在り方や、子ども家庭支援員の人材確保の方法（児童福祉司任用前講習会への積極的な受講等）等を示し、町村における拠点機能設置を促していくことが必要であると考えている。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 郡山市



2. 小野町



第3：紹介自治体の詳細（郡山市、小野町）

郡山市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：757.20 m²

③人口：332,146人（令和元年9月1日現在）

④児童数：52,574人（平成31年4月1日現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図

●子ども家庭総合支援拠点の所管部署

【部局等】こども部

【課 等】こども支援課

【係 等】こども家庭相談センター

※子ども家庭総合支援拠点以外の所掌事務

●家庭児童相談室

●要保護児童対策調整機関

●配偶者暴力相談支援センター

●母子・父子福祉センター

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 31 年 4 月 1 日】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談延べ件数	3, 131 件	2, 631 件	2, 522 件
上期の内、児童虐待相談延べ件数	574 件	516 件	515 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- 女性相談部門とひとり親支援部門が子ども家庭総合支援拠点部門と同一係内にあり、相互の情報交換を行っている。
- 教育部門と子ども家庭総合支援拠点部門が同一フロアーにあり、相互の情報交換を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアル P. 6～7 参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
●ハード面：同一建物、同一課 ●ソフト面：指揮命令系統の統一	⇒	※特に開設前の取組と変更はありません。

②児童相談所との連携 【マニュアル P. 9 参照】

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
●要対協実務者会議（年 4 回）において情報共有を行っている。 ●必要に応じて個別ケース検討会議を行っている。	⇒	※特に開設前の取組と変更はありません。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
●要対協のメンバーの拡大	⇒	●構成メンバーに歯科医師会を追加 ●実務者会議に庁内の障がい部門と保育部門を追加

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 3 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：4 名（内非常勤 4 名） その他事務職員等：6 名（内非常勤 2 名）	⇒	子ども家庭支援員：5 名（内非常勤 4 名） 心理担当支援員：1 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：4 名（内非常勤 4 名） その他事務職員等：6 名（内非常勤 2 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



【施設外観】



【事務室】



【相談室 1】



【相談室 2】



【親子交流スペース1】



【親子交流スペース2】

4. 拠点設置の効果及びメリット

- 子ども家庭総合支援拠点を設置したことにより、設置前に比べ「子育て世代包括支援センター」、「要保護児童対策地域協議会」、「児童相談所」、「家庭児童相談室」などの相談機関の連携がより一層強化されたことにより、すべての子どもとその家庭の相談に対応する包括的な支援が可能となった。

小野町

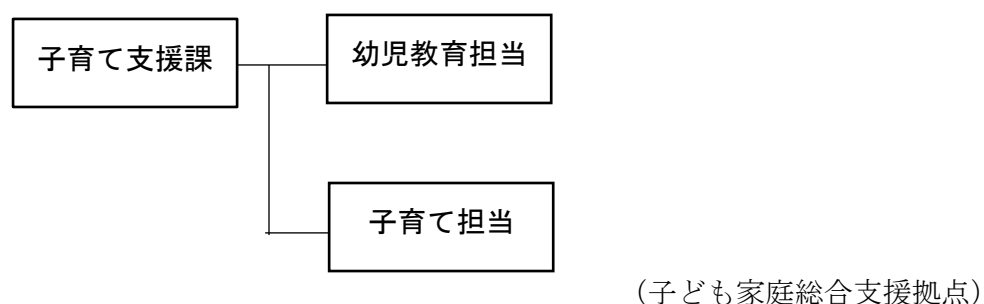
1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



- ②面積：125.18平方キロメートル
- ③人口：9,753（令和元年8月現在）
- ④児童数：1,067（令和元年8月現在）
- ⑤類型（小規模等）：小規模A

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成29年4月】

(2) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

- ・平成28年度：0件（児童虐待：0件）
- ・平成29年度：11件（児童虐待：5件）
- ・平成30年度：15件（児童虐待：8件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

子ども家庭総合支援拠点が子育て支援課あるので、母子保健、児童福祉、幼児教育の担当と連携が取りやすく、その他の関係機関とも密に連絡を取り合い、情報の把握や調整、対応している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子育て世代包括支援センターと児童福祉担当が同じ担当内にあり常に連携可能。	⇒	開設前に同じ。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
必要時は連絡等しているが、定期的な連絡調整の機会は設けていない。	⇒	開設前に同じ。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
ケース会議等を開催し、情報の共有、共通理解や支援の役割の確認を実施。	⇒	開設前に同じ。

④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



(相談室)



(親子の交流スペース)



(事務室)

4. 拠点設置の効果及びメリット

拠点設置以前から同体制だったため、拠点設置による効果及びメリットはなし。

茨城県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

平成30年度

- ・ 2月15日 新プランで2022年度までに全市町村での支援拠点の設置が目標となったことから、市町村主管課長会議を開催し、支援拠点の機能等について説明を行った。

令和元年度

- ・ 5月～6月 児童相談所ごとに管内市町村を集めた会議の場で、支援拠点設置に関する説明を本課から行った。
- ・ 2月19日 児童虐待防止に関する研修会で、日本大学危機管理学部 鈴木先生から支援拠点の設置に向けた講演をしていただいた。

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

- ・ 令和元年度2月の児童虐待防止に関する研修会で、支援拠点アドバイザーの鈴木先生から講演をしていただいたが、市町村から「枠組みと連携について理解できたので、来年度早い段階で立ち上げを行いたい」との感想が多くあり、支援拠点アドバイザーを活用した支援拠点立ち上げの研修会等を行うことが、支援拠点の設置に向けて有効であると考ええる。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成30年4月現在【1自治体：水戸市】

平成31年4月現在【3自治体：水戸市、つくばみらい市、境町】

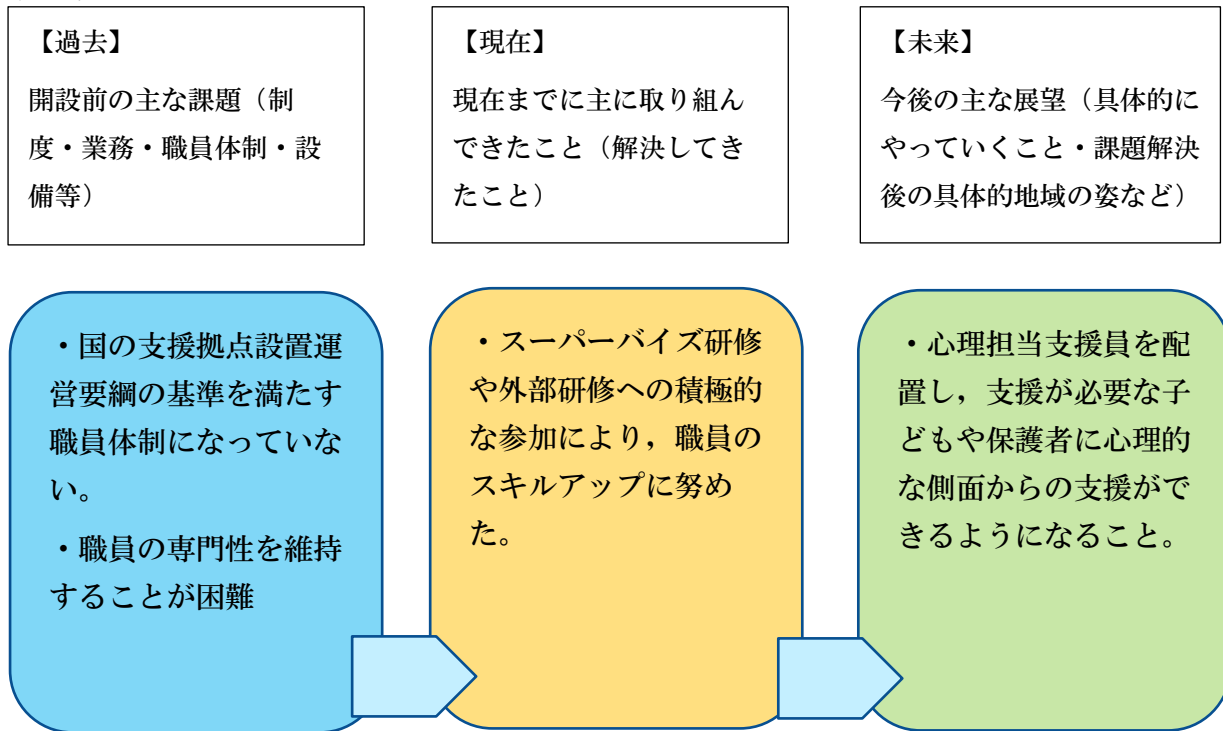
令和元年6月現在【4自治体：水戸市、つくばみらい市、境町、筑西市】

4. 県としてのコメント

2022年度の全市町村への設置に向けて、研修会の開催などにより、市町村への支援を行っていききたい。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 水戸市



2. 筑西市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

拠点概念がわかりにくい。

疑問点はスタートアップマニュアルや県担当者、既に拠点を開設している他県の自治体へ確認した。市民に対しては広報誌やチラシを作成し周知を図った。

他の自治体との情報交換や研修会へ参加し、新しい情報を得て内容を充実させていく。また市民に対しては、関係団体等へ周知する機会を作る等、まずは存在を知らせていく。

子育て世代包括支援センターとの違いが分かりにくい。

子育て包括支援センターと支援拠点を同じ課内（母子保健課）に併設し、妊娠期から切れ目なく一体的に支援できるようにする。

2つの機関が併設されることで、連携がスムーズで早期の対応が可能である。内部で定期的に会議や検討会を実施する等、更に課内の連携を深めていきたい。

家庭児童相談室との違いが分かりにくい。

支援拠点は、家庭児童相談室の実施内容を包含するものとし、常に連携してケース対応にあたっている。

妊娠から出産、子育てに関する様々な相談内容に最も適したスタッフが対応し、必要時速やかに連携していく。

3. つくばみらい市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

■専門職（保健師）が1名
その他、週3日の非常勤相談員が2名の体制であった。

■要対協の進行管理・実務者会議などの体制が不十分であったうえ、体制を整備する人材も不足していた。

■設備は新庁舎設立により
相談室や交流スペースなどは確保できていた。

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

■児童福祉法改正（10条の2）により自治体に「拠点」設置が義務付けられ2022年までに全市区町村に支援拠点設置という国の方針をうけて上司に説明

■児童相談の部分を手厚くする必要があるという説明を要対協代表者会議内において、児童相談所長から市長に対して説明をもらった⇒人員増へ

■当市の規模は小規模A型であるため、要対協・家庭児童相談業務を包含した子ども家庭総合支援拠点を設置すべく、家庭児童相談員設置規則・母子・父子自立支援員設置規則を廃止し、こども家庭支援室設置規則を作成した。

■虐待予防までもを考えた動きが必要なため、課内の係から室に格上げした。

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

■ケースワークに終始せず、ソーシャルワークとしての活動を行う。

■虐待予防の視点での事業等を進める（ペアレント・トレーニング事業等を用いながら地域の親育てを行うと共に関係機関の質の向上を行っていく）

■切れ目のない支援を行うために関係機関のネットワーク作りを行う（保育所・学校・地域子育て支援拠点等との顔の見える関係作りと信頼関係作りに努める）

■ソーシャル・キャピタルの醸成を行い、地域力をつける（地域住民のボランティアや地域子育て支援拠点職員、地域の協議体等との協働活動を通して関係を築く）

4. 境町

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

職員の最低配置人員を満たしていない。

資格者を募集しているが、解決できていない。

今後も資格者を募集するとともに、業務の見直しを行っていく。

水戸市

①県内地図（県内の市等の位置）



⑤類型（小規模等）：中規模

```
graph TD; A[課長] --> B[課長補佐]; B --> C[子育て支援係長]; B --> D[相談係長]; B --> E[女性相談員]; D --> F[ケースワーカー]; D --> G[家庭児童相談員]; D --> H[子ども家庭総合支援拠点];
```

The organizational chart for the Child Welfare Division is structured as follows:

- 課長** (Chief) is at the top, connected to **課長補佐** (Chief Assistant).
- 課長補佐** is connected to **子育て支援係長** (Child Rearing Support Section Chief), **相談係長** (Consultation Section Chief), and **女性相談員** (Female Consultation Staff).
- 相談係長** is connected to **ケースワーカー** (Case Worker), **家庭児童相談員** (Family Child Consultation Staff), and the **子ども家庭総合支援拠点** (Child Family Comprehensive Support Center).

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 29 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

- ・平成 28 年度相談実件数 6 8 7 件（うち児童虐待 6 5 件）
- ・平成 29 年度相談実件数 8 7 2 件（うち児童虐待 8 0 件）
- ・平成 30 年度相談実件数 8 4 1 件（うち児童虐待 9 5 件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・支援拠点の担当部署が要対協の調整機関も担っているため、関係機関との連携も円滑に行うことができている。
- ・支援拠点の担当部署が DV 相談対応の窓口でもあるため、児童虐待と DV、それぞれの視点を持って対応している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアル P. 6～7 参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・支援拠点とは異なる機関が担当しており、建物も異なっているが、それぞれが把握した情報を要対協の会議の場等で定期的に共有している。その中で、それぞれの機関で役割分担をしながら相談支援を行っている。	⇒	同左

②児童相談所との連携 【マニュアル P. 9 参照】

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・要対協の会議の場等で定期的に情報共有を行っている。 ・措置解除や一時保護解除により家庭引き取りとなるケースについては、事前に要対協	⇒	同左

の個別ケース検討会議を開催し、情報共有と役割分担を行っている。		
---------------------------------	--	--

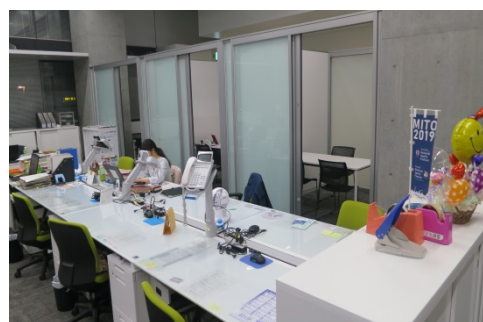
③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
支援拠点の職員は要対協調整機関も兼ねているため、スムーズに要対協の構成機関との連携を取ることができる。	⇒	同左

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 2 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）	⇒	子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 2 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名） 上記職員は要対協調整機関と家庭児童相談室の職員も兼ねている。

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・拠点設置前と設置後で大きな体制の変化や取組みの変化はない。
- ・現状では、国の拠点設置運営要綱の職員配置基準を満たしていないため、心理担当支援員を配置することができれば、より子どもとその家庭への支援の充実を図ることができる。

筑西市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



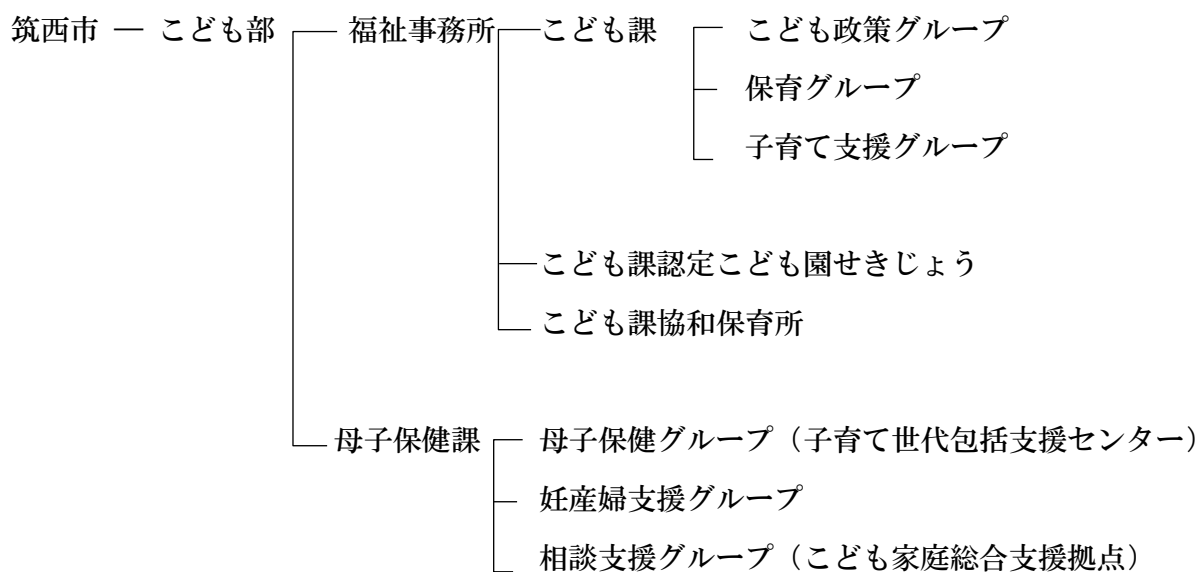
②面積：205.30 平方キロメートル

③人口：104,246 人（令和元年 9 月 1 日現在）

④児童数（0～17 歳）：14,734 人（令和元年 9 月 1 日現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 B 型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：令和元年6月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

相談件数

年 度	28年度	29年度	30年度
実件数	66件	81件	102件
延件数	384件	558件	504件
児童虐待件数（新規）	10件	12件	10件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

児童相談所とは随時の情報交換の他、2か月に1回会議を持ち、情報共有、ケース対応についての相談、検討をしている。また、個別ケース会議を実施し役割分担を明らかにするとともに、児童相談所や民生委員、主任児童員との同行訪問等を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアルP.6～7 参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
母子保健担当者が必要時連絡を取り、連携を図っていた。	⇒	同一課・同一窓口のため、タイムリーに相談者の面接に同席したり、母子健診等での確認やその後の継続支援がスムーズにできる。

②児童相談所との連携 【マニュアルP.9 参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
情報共有（定例会議、必要時随時連絡）、ケース会議を行って役割分担を行い、ケース対応を実施。	⇒	ケース会議でアセスメントシートを共有し、ケースの客観的な見立てを共有した。

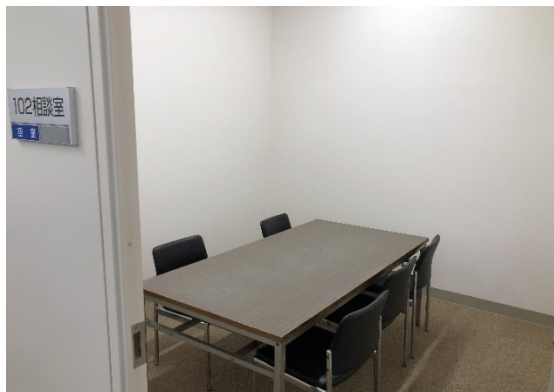
③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
要保護児童対策地域協議会の調整機関として、会議（代表者会議、実務者会議、ケース会議）の招集・進行・調整等を実施。	⇒	実務者会議の内容が進行管理のみであることから、地域の関係機関がどのようにしたらスムーズに連携が取れるようになるかを考え、会議の内容を検討中。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
開設時（2019 年 6 月） 子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：1 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 0 名） ※家庭児童相談員 2 名（非常勤・週 3 日勤務）	⇒	現在（2019 年 9 月）…開設時より変更なし 子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：1 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 0 名） ※家庭児童相談員 2 名（非常勤・週 3 日勤務）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



相談室



親子交流スペース（子育て世代包括支援センター相談コーナーを利用）



事務室

4. 拠点設置の効果及びメリット

人的配置基準により、昨年度（拠点設置前）より職員が増員され、個人ではなくチームで対応できるようになった。

境町

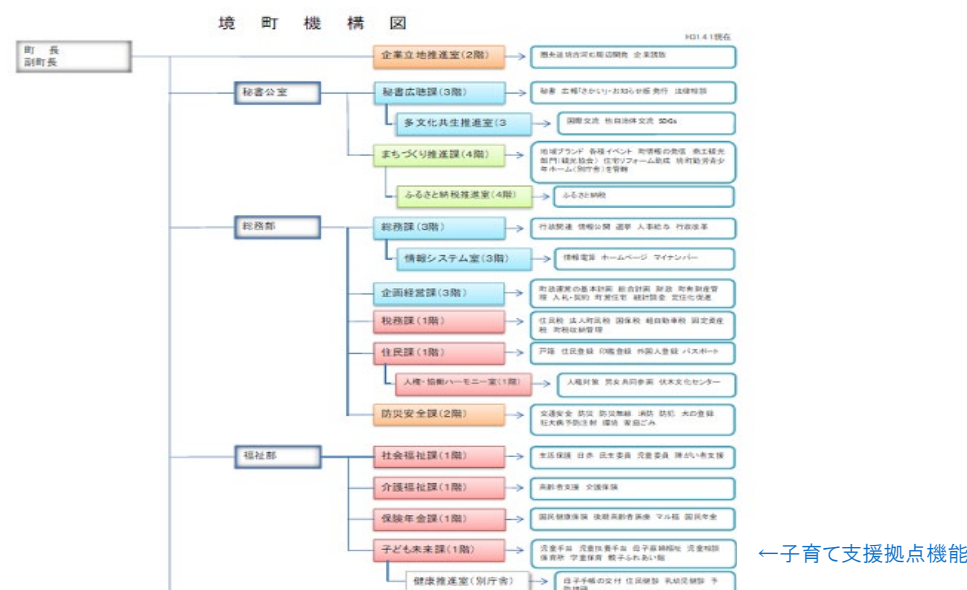
1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



- ②面積：46.59km²
- ③人口：24,136人（2019年7月現在）
- ④児童数：4,080人（2019年7月現在）
- ⑤類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：H31年4月】

（1）特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

H28年度	36件（そのうち虐待 16件）
H29年度	22件（そのうち虐待 12件）
H30年度	30件（そのうち虐待 22件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 保健センター、保育園、小中学校で虐待が疑われる児童がいる場合は、すぐ連絡をもらえよう、お知らせをしている。（学校訪問 年2回）
- ② 一般子育てに関する相談から養育困難な状況や虐待に関する相談まで受けている。
- ③ 保健センター、保育園、小中学校、教育委員会と密に連携をしている。
- ④ 支援には、電話、面接等の適切な方法による助言指導や訪問等で継続的な支援を行っている。
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会や緊急ケース会等で他関係機関と連携している。

（2）開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター（母子部門）との連携 【マニュアルP.6～7参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
健康推進室（保健センター）と連携している。	⇒	健康推進室（保健センター）と連携している。

②児童相談所との連携 【マニュアルP.9参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
児童の一時保護解除前には、支援拠点に連絡してほしいと児童相談所へお願いをしている。	⇒	児童の一時保護解除前に児童相談所と支援拠点並びに関係機関とで個別ケース検討会議を開催している。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

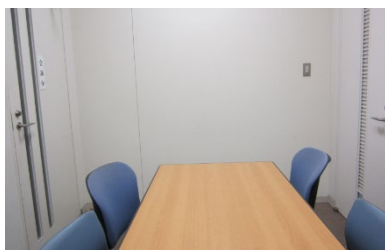
開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
要保護児童対策地域協議会 年 10 回 その他緊急ケース会議	⇒	要保護児童対策地域協議会 年 10 回 その他緊急ケース会議

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） ※他業務と兼務 心理担当支援員： 0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員： 0 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） ※他業務と兼務 心理担当支援員： 0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員： 0 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

相談室



親子交流スペース



事務室



4. 拠点設置の効果及びメリット

従来からの体制と変わらない。

栃木県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

本県では、例年、各市町の児童福祉及び母子保健担当者等を対象に、「児童虐待対策関係市町児童福祉・母子保健担当者合同会議・研修会」を行っている。その中で、これまでに「新しい社会的教育ビジョン」や「社会的養育推進計画」の策定、子ども家庭総合支援拠点についての説明等を行い、併せて、児童虐待に関する実務研修会を実施してきた。

また、要対協巡回訪問指導において、各市町における子ども家庭総合支援拠点の取り組み状況の確認や、拠点設置に向けての助言等を行った。

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

この会議及び研修会において、市町の児童福祉担当者のみならず、母子保健担当者にも国や県の取り組み、子ども家庭総合支援拠点について、共通理解を図ることができたことは、子育て世代包括支援センターとの連携や一体的な運営の促進等という観点からも有効であったと思われる。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【（1）自治体：矢板市】

平成30年4月現在【（1）自治体：矢板市】

平成31年4月現在【（2）自治体：宇都宮市、矢板市】



4. 県としてのコメント

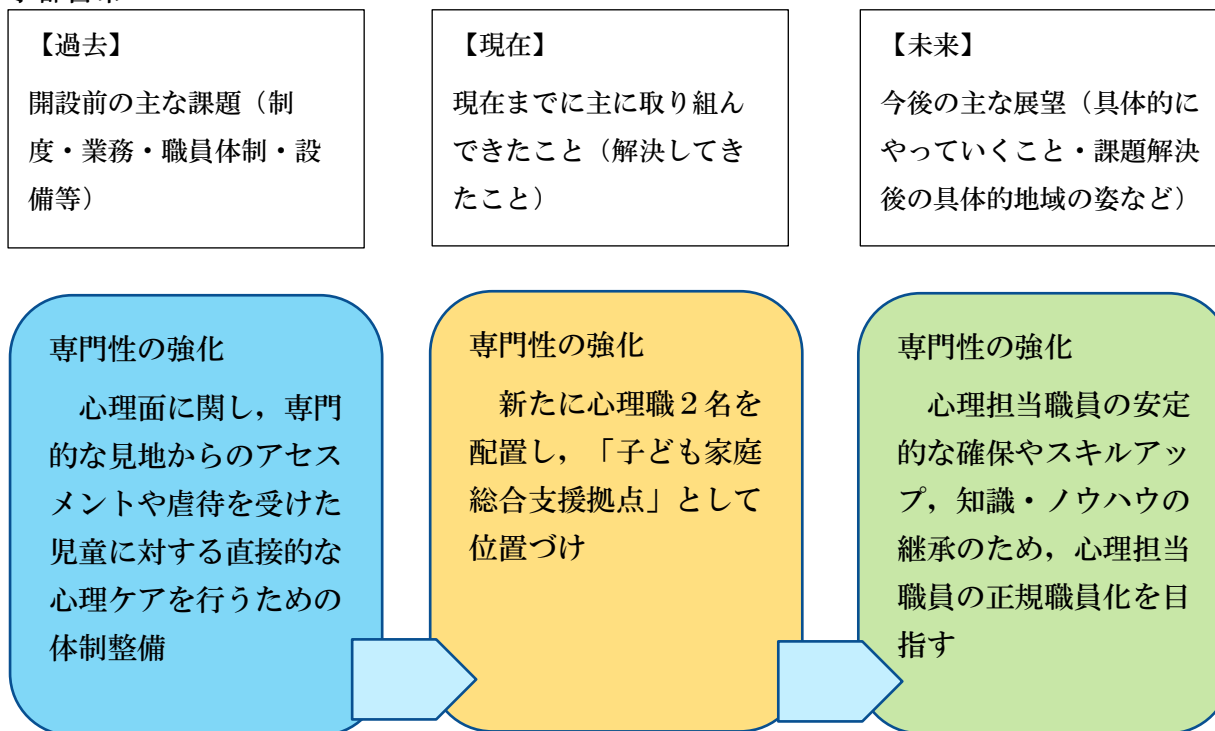
今年度策定する「栃木県社会的養育推進計画」では、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を掲げている。

令和2年4月には、新たに県内5市町において子ども家庭総合支援拠点が開設予定となっており、また、本計画の指標では令和4年度までに全市町における支援拠点の設置を目標としている。

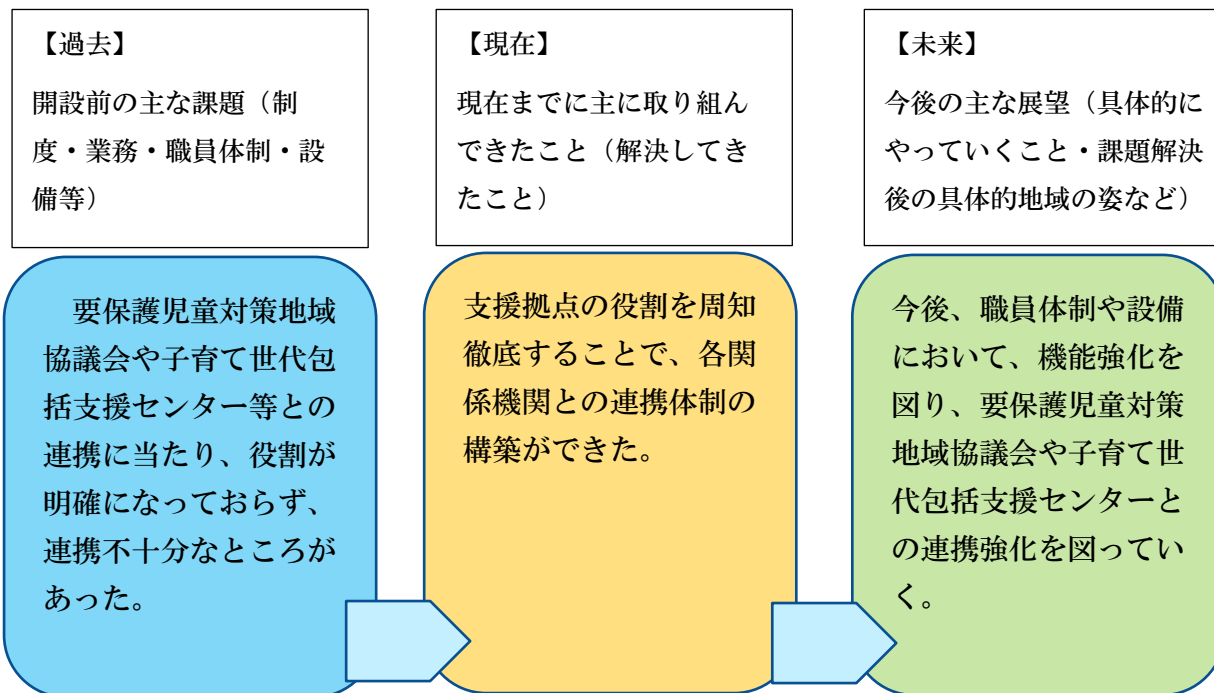
県では本計画を基に、今後も市町の子ども家庭総合支援拠点の設置に向け支援していく。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 宇都宮市



2. 矢板市

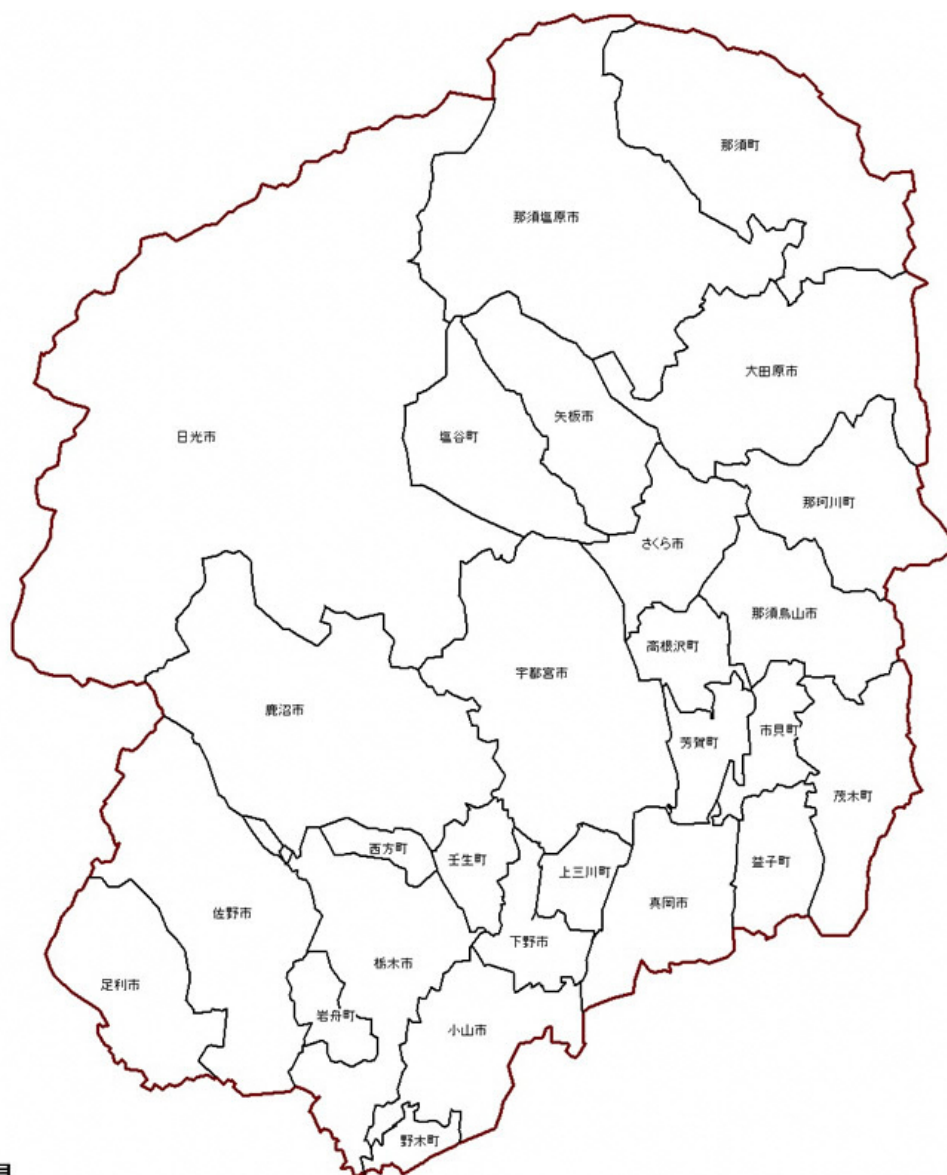


第3：紹介自治体の詳細（宇都宮市、矢板市）

宇都宮市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



栃木県

②面積：416.85平方キロメートル

③人口：519,343人（令和元年9月現在）

④児童数：84,767（平成31年3月現在）

⑤類型（小規模等）：大規模

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

宇都宮市行政機構図

（平成31年4月1日）

【凡 例】	
・「□（施設）」	管理を委託等している施設
・「└（支線）」	支所
・「※」	臨時または特別の事務を担う組織
・「★」	課長、係長等が下位の職や担当等を兼務する部署
・「☆」	他のグループ等がグループ等の全部または一部を兼務する部署
・「◇」	全部または一部の職員が保健所職員の身分を有する部署
【職員数の数え方】	
・部長・次長	専任、兼務とも部に含む
・課長・補佐	専任、兼務とも課に含む
・署長・副署長	署に含む
・「○数字」	担当とともに職務を担う職員数
・「（）数字」	短時間雇用職員で外数

○市議会

課	基本グループ等	担 当 等
事務局	秘書管理グループ	
議事課	議事グループ	
政策調査課	政策調査グループ	

○市長事務部局

市長	副市長	部	課	基本グループ等	担 当 等	出 先 機 関
		行政経営部	行政経営課	管理・文書グループ	法務グループ	危機管理監 副参事（人材育成推進担当） 総務担当
			行政改革課	行政改革グループ	★事務改善グループ	
			財政課	予算グループ	財務グループ	
			人事課	組織グループ	人事グループ	★労務担当
				人材育成グループ	給与グループ	
			秘書課	福利グループ		
			危機管理課	秘書グループ		★主幹（危機管理担当）
		総合政策部	政策審議室	計画行政グループ	財産活用促進グループ	参事（交通未来都市担当） 広報官 副参事（情報化推進担当） 総務担当
			地域政策室	情勢分析グループ		
			交通政策課	地域計画グループ	★中心市街地活性化グループ	主幹（中心市街地活性化担当）
			情報政策課	交通計画グループ	地域交通グループ	工幹（公共交通ネットワーク担当）
			広報広聴課	★企画グループ	情報ネットワークグループ	
			※駅東口整備室	情報システムグループ	広報グループ	主幹（都市ブランド担当）
				広聴グループ		
				都市ブランドグループ		
				事業管理グループ	施設整備グループ	
		理財部	管財課	管理グループ	財産グループ	総務担当
			契約課	車両グループ		
			用地課	管理グループ	工事契約グループ	
			税制課	物品契約グループ	用地グループ	
				管理グループ	諸税証明グループ	
			納税課	税制グループ		
				納税管理グループ	徴収支援グループ	
				徴収第1グループ	徴収第2グループ	
				徴収第3グループ	滞納処分グループ	
				※特別収納対策室（課内室）		
				室長	徴収処分グループ	
			市民税課	法人市民税グループ	個人市民税第1グループ	
				個人市民税第2グループ	個人市民税第3グループ	
				個人市民税第4グループ		
			資産税課	管理グループ	土地評価グループ	
				土地調査グループ	家屋第1グループ	
				家屋第2グループ	償却資産グループ	

市民まちづくり部	自治振興課	企画調整グループ	管理グループ	幹事(男女共同参画推進担当) 凡 参事(東河村地域まちづくり担当) 凡 参事(北河村地域まちづくり担当) 総務担当	出張所 (宝木・陽南・駅東・パンパ) 事務所 (岡本・田原) 地区市民センター (☆◇平石・清原・横川・瑞穂野・城山・国本・☆◇荒屋・豊郷・森井・☆◇安川・菅宮・上河内・☆◇河内)
	みんなであちづくり課	地域まちづくりグループ	市民活動グループ		
	生活安心課	生活安心グループ 交通安全グループ	防犯グループ	主査	消費生活センター ☆計量検査所 ☆バスポートセンター
	市民課	企画グループ 証明グループ 住民グループ	個人番号グループ 戸籍グループ ☆ワンストップグループ ☆人権・平和グループ		☆女性相談所 国際交流プラザ (国際化推進グループ)
保健福祉部	男女共同参画課	事業計画グループ			
	保健福祉総務課	企画グループ 介護事業者指導グループ	法人・施設グループ	副参事(地域包括ケア担当) 総務担当 主幹(健康・福祉推進担当) ◇保健福祉相談担当	
	生活福祉第1課	管理グループ 保護第2グループ 保護第3グループ 保護第5グループ	保護第1グループ 保護第4グループ	主幹(介護保険担当)	
	生活福祉第2課	企画グループ 福祉サービスグループ 認定審査グループ ※地域包括ケア推進室(課内室)	相談支援グループ 介護サービスグループ 介護保険料グループ		
子ども部	障害福祉課	室長 企画グループ 相談支援グループ 管理グループ 国保税グループ 滞納整理グループ 国民年金グループ	事業グループ 自立支援グループ 福祉サービスグループ 国保給付グループ 収納グループ 後期高齢者医療グループ		社会福祉事務所 — 生活福祉第1課、生活福祉第2課 — 高齢福祉課 — 障害福祉課 — (子ども部)子ども家庭課 — (子ども部)保育課
	保険年金課				保健所 — ★総務課 (企画グループ、地域医療グループ、薬事グループ) — 健康増進課 (企画グループ、健康づくりグループ、健康診査グループ) — 保健予防課 (感染症予防グループ、保健対策グループ) — 生活衛生課 (★環境衛生グループ、食品衛生グループ) 衛生環境試験所 (微生物グループ、★理化学グループ) 食肉衛生検査所 (管理グループ、衛生指導グループ)
	子ども未来課	★企画グループ 健全育成グループ 子ども給付グループ すこやか親子グループ ※子ども家庭支援室(課内室)	法人・児童福祉施設グループ 自立支援グループ	総務担当	
	子ども家庭課			主査	
環境部	保育課	室長 管理グループ 事業支援グループ	相談グループ 保育グループ	副主幹	子ども家庭総合支援拠点
	環境政策課	環境計画グループ	エコ活動グループ	総務担当	
	環境保全課	★環境整備グループ	調査指導グループ	★もったいない担当	
	廃棄物対策課 ごみ減量課	審査グループ 企画グループ 収集指導グループ 管理調整グループ	指導グループ 3R推進グループ 施設維持グループ	主幹 主幹(搬入管理担当)	清掃工場 (南・北・クリーンパーク茂原・東横田・エコプラセンタード荒針)
環境部	廃棄物施設課	管理調整グループ	施設維持グループ		
	※廃棄物処理施設整備室	中間処理施設グループ	最終処分場グループ		

経済部	産業政策課	地域産業振興グループ	企業立地グループ	副参事(都市魅力創造担当) 総務担当	
	商工振興課 観光交流課 都市魅力創造課	★商工振興グループ ★観光企画グループ 魅力創造グループ ※大谷振興室(課内室)	労政グループ ★交流促進グループ	★CSR担当	
建設部	農業企画課	企画調整グループ 農業環境活性化グループ	★大谷振興グループ 担い手・農地調整グループ		中央卸売市場 (管理グループ、施設グループ、業務グループ) 公営事業所 (経理グループ、事業グループ、施設グループ)
	農林生産流通課	※高野マーケティンググループ ★森林整備・農産対策グループ	生産振興グループ		
検査室					
建設部	技術監理課 LRT企画課	企画グループ 事業計画グループ ※☆協働広報室(課内室)	★技術管理グループ 駅西事業グループ 4	参事(LRT担当) 副参事(建築担当) 総務担当	
	LRT整備課	★管理グループ 施設グループ	軌道グループ		
都市整備部	道路管理課	管理グループ 境界確認グループ	地籍調査グループ 道路登記グループ		
	道路保全課	管理調整グループ 修繕グループ	計画保全グループ		
都市整備部	道路建設課	管理グループ 東部地区道路整備グループ 都市計画道路整備グループ	サイクルシティ推進グループ 西部地区道路整備グループ		
	河川課	企画グループ 都市河川グループ 用地第1グループ ★計画保全グループ	河川管理グループ 河川整備グループ ★用地第2グループ 施設管理グループ		
都市整備部	※建設用地室 建築保全課				
	建築課	建築施設グループ 土木施設グループ	電気機械グループ		都市基礎保全センター (★管理グループ、修繕グループ)
都市整備部	都市計画課	都市計画グループ 開発指導グループ 管理グループ	拠点形成グループ 企画グループ	参事(LRTまちづくり担当) 副参事(市街地整備担当) 総務担当	
	市街地整備課	駅西口整備グループ ※再開発室(課内室)			
都市整備部	景観みどり課	室長 企画調整グループ みどり活用グループ	事業グループ 都市景観グループ		
	建築指導課	管理グループ 審査グループ	指導グループ		
都市整備部	住宅課	住宅計画グループ ★滞納整理グループ	住宅管理グループ		
	公園管理課	企画グループ 公園整備グループ	管理グループ		
都市整備部	東部区画整理事業課	築港グループ 宇大東南部第2グループ	宇大東南部第1グループ		
	西部・北部区画整理事業課	鶴田第2グループ 岡本駅西グループ	小幡・清住グループ		
会計管理者	出納室	審査グループ	出納グループ		

○ 消 防

	課	基本グループ等		担 当 等
消 防 局	総 務 課	管理グループ	企画グループ	副主幹
	経理グループ	消防団グループ		
	予 防 課	予防グループ	指導グループ	消防司令長
	警 防 課	危険物グループ		
		警防グループ	救急グループ	
	通信指令課	★装備グループ		
		指令第1グループ	指令第2グループ	

	署	基本グループ等		分 署
消 防 署	中央消防署	★庶務グループ	予防グループ	河内・上河内
		警防第1グループ	警防第2グループ	
		救急第1グループ	救急第2グループ	
		救助第1グループ	救助第2グループ	
	東 消 防 署	★庶務グループ	予防グループ	平石・清原
		警防第1グループ	警防第2グループ	
		救急第1グループ	救急第2グループ	
	西 消 防 署	★庶務グループ	予防グループ	富屋・宝木・城山
		警防第1グループ	警防第2グループ	
		救急第1グループ	救急第2グループ	
	南 消 防 署	★庶務グループ	予防グループ	隔南・築下
		警防第1グループ	警防第2グループ	
		救急第1グループ	救急第2グループ	

○ 上下水道

	課	基本グループ等		担 当 等	配水管理センター、浄水場、水質管理室、終末処理場
上 下 水 道 局	経営企画課	★企画財政広報グループ	経理グループ	経営担当	
	企業総務課	組織人事グループ	管理契約グループ	★労務担当	
	サービスセンター	管理グループ	普及促進グループ	★窓口担当	
		使用受付グループ	計量グループ		
		収納グループ			
	工事受付センター	★管理指導グループ	接続工事受付グループ		
	水道管理課	★管理グループ	計画グループ		配水管理センター 水質管理室 浄水場(松田新田・□白沢・今市・□今里・□議社)
	水道建設課	★新設工事グループ	改良工事グループ		
	下水道管理課	★管理グループ	計画グループ		終末処理場(川田水再生センター・□下河原水再生センター・□清原水再生センター・□上河内水再生センター・□河内水再生センター)
		管渠維持グループ			
	下水道建設課	★管理調整グループ	建設改良グループ		
	生活排水課	雨水対策・計画保全グループ			
	技術監理室	管理グループ	★施設グループ		

○ 教育委員会

	課	基本グループ等		担 当 等	出 先 機 関
事 務 局	教育企画課	企画グループ	管理グループ	副参事(団体推進担当)	
	学校管理課	管理グループ	就学グループ	総務担当	
		施設計画グループ	施設維持グループ		
	学校教育課	教職員グループ	指導グループ	★主幹(児童虐待対策担当)	
		学校いきいきグループ			
	学校健康課	★管理グループ	学校食育グループ		
		学校保健体育グループ			
	生涯学習課	生涯学習グループ	管理グループ		
		放課後児童グループ	家庭教育・地域人材グループ		
	文 化 課	文化振興グループ	文化財保護グループ	主幹(文化財活用推進担当)	
	スポーツ振興課	企画グループ	市民スポーツグループ		冒險活動センター 河内体育館管理事務所
	国体推進課	総務企画グループ	競技運営グループ		

教 育 機 関	教育センター	—— ★情報・研修グループ	相談グループ	
	上河内学校給食センター			
	生涯学習センター (★中央・★東・★西・★南・★北・★五石・★清原・★横川・★瑞穂野・★豊郷・★国本・★城山・★富屋・★徳井・★菱川・★雀宮・★上河内・★河内)			
	中央図書館	—— ★管理グループ	館内奉仕グループ 館外奉仕グループ	★主幹(図書館サービス担当)
	東 図 書 館	—— ★管理グループ	奉仕グループ	
	南 図 書 館			
	上河内図書館			
	★河内図書館			
	★視聴覚ライブラリー			
	小 学 校 (68校)			
	中 学 校 (25校)			
	口 美 術 館			

- 選挙管理委員会
└ 事務局 ── 総務広報グループ 選挙グループ
- 監査委員
└ 事務局 ── 定例監査グループ 行政監査グループ
- 農業委員会
└ 事務局 ── ★農政対策グループ 農地調整グループ
- 公平委員会
- 固定資産評価審査委員会

*その他の施設

所 管 部 局		施 設 名
市 長 部 局	市民まちづくり部	自治振興課 コミュニティプラザ（岡本・田原） ☆宇都宮市民プラザ 市民プラザホール コミュニティセンター（★総合・□中央地域・□東地域・□西地域・□箕淵地域・□西原地域・□昭和地域・□錦地域・□宮の原地域・□峰地域・□泉が丘地域・□石井地域・□御幸地域・□城東地域・□陽東地域・□御幸が原地域・□富士見地域・□明保地域・□陽南地域・□陽光地域・□戸祭地域・□宝木地域・□細谷地域・□今泉地域・□桜地域・□緑が丘地域・□五代若松地域・□泉が丘・□宿郷） 市民活動センター（中央・東・西・南・北） □まちづくりセンター □学習等供用施設（雀宮南地区・横川地区・陽光地区・陽南地区） □悠久の丘 墓園（□北山墓園・□聖山公園・□東の社公園・□八幡山墓地・御幸ヶ原墓地・西原墓地・大谷田墓地・鐘山墓地・□上河内東山墓園・□河内墓園・□河内北墓園）
	保健福祉部	男女共同参画課 保健福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 保健所総務課 健康増進課 子ども部 子ども未来課 子ども家庭課 保育課 子ども発達センター 環境政策課 環境学習センター 商工振興課 観光交流課 農業企画課 建設部 道路保全課 都市整備部 公園管理課
		男女共同参画推進センター □総合福祉センター（宇都宮・河内） □老人福祉センター（ことぶき会館・ふれあい荘・やすらぎ荘・すこやか荘・上河内） □茂原健康交流センター □障害者作業所（雀の宮作業所・若草作業所） □障害者福祉センター □サン・アビリティーズ □泉が丘ふれあいプラザ □夜間休日救急診療所 保健センター □青少年活動センター 児童館（岡本・白沢・田原） □児童遊園 □ゆうあいひろば 家庭児童相談室 保育所（大谷・泉が丘・石井・竹林・松原・北雀宮・東浦・ゆずのこ・なかよし・西部） ☆子ども発達センター（★交流・管理グループ、相談グループ、発達指導グループ、通園グループ） □環境学習センター □市営駐車場（駅西・中央・相生・大谷・多気山・古賀志山南登山道） □中心市街地拠点広場（オリオン市民広場・パンパ市民広場） □農林公園 □上河内地域交流館 河内農村体験交流館 □篠井農産加工所 □河内農業構造改善センター 集落農事事務所（下田原） □西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター 河内ふれあい市民農園 □自転車駐車場（15ヶ所） □市営駐車場（雀宮駅東口） □宮サイクルステーション □森林公園 □自然休養村管理センター □学習等供用施設（南地区学習等供用施設） □文化会館 □うつつのみや妖精ミュージアム □うつつのみや遺跡の広場 □旧篠原家住宅 □飛山城史跡公園 上河内民俗資料館 □サイクリングターミナル □各種体育施設（22ヶ所）
	教育委員会	生涯学習課 文化課 スポーツ振興課

*派遣者等

所 管 部 局		派 遣 先 等
市 長 部 局	行政経営部	行政改革課 人事課 秘書課 総合政策部 地域政策室 理財部 保健福祉部 子ども部 経済部 建設部 消防局
		中核市市長会 （一財）地方自治研究機構 政策研究大学院大学 栃木県市長会事務局 （特非）宇都宮まちづくり推進機構 国土交通省 栃木県 栃木県後期高齢者医療広域連合 厚生労働省 経済産業省 宇都宮観光コンベンション協会 サイクルスポーツマネージメント㈱ 駒橋木フレックス （公財）宇都宮市産業公社 宇都宮ライトレール㈱ 栃木県消防学校 総務課付（消防学校） 栃木県 消防課

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成31年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

相談件数

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0
相談指導実数	3,971 件	4,064 件	4,582 件
相談指導回数	10,624 件	10,824 件	13,177 件

- ・相談指導実数：月毎の相談対象となった児童の実人数（件数）を12か月積み上げたもの
- ・相談指導回数：月毎の相談延件数を12か月積み上げたもの

児童虐待相談件数（通告）

区分	H 2 8	H 2 9	H 3 0
身体的虐待	41 件	43 件	44 件
性的虐待	0 件	0 件	2 件
ネグレクト	10 件	8 件	62 件
心理的虐待	48 件	48 件	171 件
計	99 件	99 件	279 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 実状の把握

子どもが所属する保育園・幼稚園や小中学校等及び乳幼児検診の受診状況等を把握している母子保健担当部署などと連携し、子どもの状態や家庭環境の全体像の把握に努めている。

② 相談対応

保健師や保育士、教員、警察OBなど幅広い知識や経験を保有する専門職を配置している。市内を5地区に分け、職員と相談員（非常勤）がペアとなり、地区担当として関係性を構築しながら継続的な支援を行っている。

③ 総合調整

要対協の実務者会議（年4回開催）や個別ケース会議（随時開催、年100回程度）を開催し、関係機関での情報共有や役割分担の調整等を行っている。特に、専門的な支援が必要なケースについては、児童相談所や医療機関、子どもの発達に関する専門部署などに繋ぎながら、関係機関が連携して対応している。